

広域連携について

三大都市圏における市町村間の広域連携

最近の地方制度調査会答申における言及（三大都市圏における市町村間の広域連携）

「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(第30次地方制度調査会)(H25.6)(抄)

第1 大都市を含めた基礎自治体をめぐる現状と課題

2 三大都市圏・地方圏の課題

(1) 三大都市圏の抱える課題

(略)

三大都市圏には、規模・能力が一定以上あるが面積が狭い都市が圏域内に数多く存在する。効率的・効果的な行政体制を構築し、今後の急速な高齢化や社会資本の老朽化に対応するためには、自主的な市町村合併や基礎自治体間の広域連携を進めることが必要である。

さらに、通勤、通学、経済活動等の範囲が、行政区域をはるかに超えている三大都市圏においては、圏域全体を対象とした行政サービスの提供やその調整などが必要である。

第4 基礎自治体の現状と今後の基礎自治体の行政サービス提供体制

3 具体的な方策

(3) 三大都市圏の市町村

市町村合併があまり進捗しなかった三大都市圏の市町村においては、地方圏を上回る急速な高齢化が進行するとともに、人口急増期に集中的に整備した公共施設の老朽化が進み、一斉に更新時期を迎える。

三大都市圏には面積が小さな市町村が数多く存在しており、公共施設の円滑な利活用や一体性のある広域的なまちづくりに支障が生じている。

(略) 三大都市圏においては、規模・能力は一定以上あるが昼夜間人口比率が1未満の都市が圏域内に数多く存在するため、基礎自治体が提供すべき行政サービス等について、核となる都市と近隣市町村との間の「集約とネットワーク化」を進める地方圏での方策をそのまま応用することは適切ではない。各都市が異なる行政サービスや公共施設の整備等に関して、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用であり、そのような水平的役割分担の取組を促進するための方策を講じるべきである。

「人口減少社会に的確に対応するため地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」(第31次地方制度調査会)(H28.3)(抄)

第2 行政サービスの持続可能な提供のための地方行政体制

1 広域連携等による行政サービスの提供

(2) 三大都市圏

② 市町村間の広域連携

人口減少社会に的確に対応するためには、三大都市圏の中で協力体制を構築しつつ、市町村間の広域連携を適切に行うことが求められる。

三大都市圏は、地方圏よりも交通機関が発達しており、他の市町村との役割分担を大胆に行って、他の市町村と相互補完関係を築きやすい。三大都市圏の市町村においては、メリハリの効いた市町村間の広域連携が行われることが期待される。また、三大都市圏においては、地方圏に比べ、市町村合併が進んでおらず、市町村間の広域連携をより進めるべきである。

三大都市圏は、規模・能力は一定以上あるが昼夜間人口比率が1未満の都市が圏域内に数多く存在するため、地方圏のように、核となる都市と近隣市町村との間の連携ではなく、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用である。

広域連携は自律的に調整されていくことが基本であるが、現状においては、三大都市圏において水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担に基づく広域連携が十分に進捗しているとは言いがたい。

公共施設等総合管理計画の策定や市町村の境界における福祉サービスのあり方等の議論をきっかけに、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担に基づく広域連携を進めることが有用である。

人口減少がもたらす影響は三大都市圏においてより急激であり、より厳しい状況に直面することから、三大都市圏の都道府県は、市町村に対し的確に助言や支援等を行い、広域自治体として、市町村間の広域連携を積極的に推進すべきである。

「水平的・相互補完的、双務的な役割分担」

これまで単独で処理してきた事務について、ある分野では近隣市町村に係るものを処理するが、別の分野では近隣市町村が処理することを、近隣の市町村と役割分担することで、適切に行政サービスを提供する取組み

【今後、検討が求められるパターン】

（事例①）

A市・B市単独で様々な施設の建設を行うのではなく、
A市は〇〇分野の施設を建設するが△△分野の施設は建設せず、
B市は△△分野の施設を建設するが〇〇分野の施設を建設しないこととし、
それぞれの施設をA市・B市の住民が利用できるようにすることで、地域内の施設の重複を避け、住民により高度な行政サービスの提供を図る

（事例②）

A市・B市単独で様々な事務を処理するのではなく、
A市はB市の住民も対象に〇〇分野の事務を処理するがA市の住民を対象とする△△分野の事務は処理せず、
B市はA市の住民も対象に△△分野の事務を処理するがB市の住民を対象とする〇〇分野の事務は処理しないことで、
事務処理の重複を避け、住民により高度な行政サービスの提供を図る

【現在、取組みが多く見られるパターン】

（事例③）A市・B市は、ともに、〇〇分野の施設を建設するが、相互の住民が利用できるようにする。

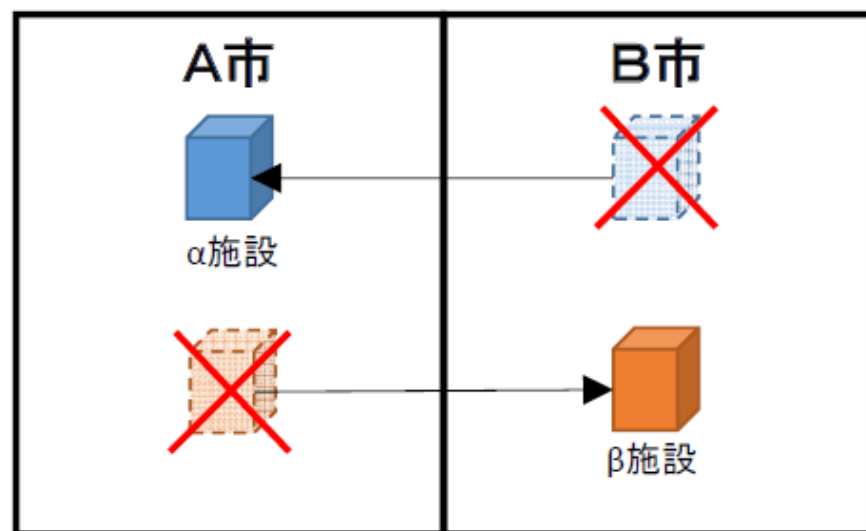
（事例④）A市は、〇〇分野の事務について、現行の事務の委託制度により、B市の事務を処理する。

（事例⑤）一部事務組合や広域連合により共同処理する。

（平成26年12月総務省自治行政局行政課「三大都市圏における新たな広域連携に関するアンケート」の調査要領の内容をもとに作成）

【今後、検討が求められるパターン】

(事例①)

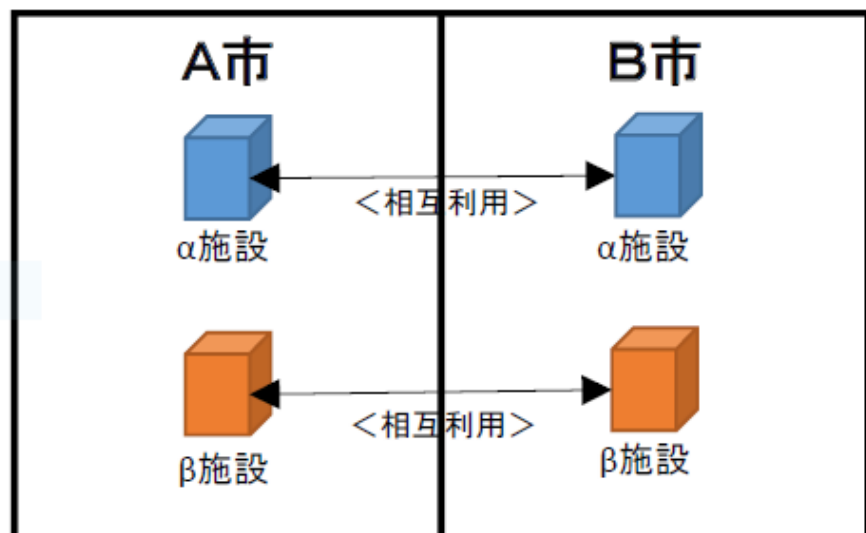


(事例②)

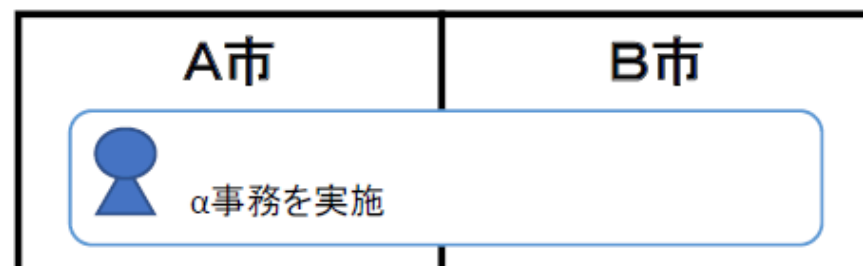


【現在、取組みが多く見られるパターン】

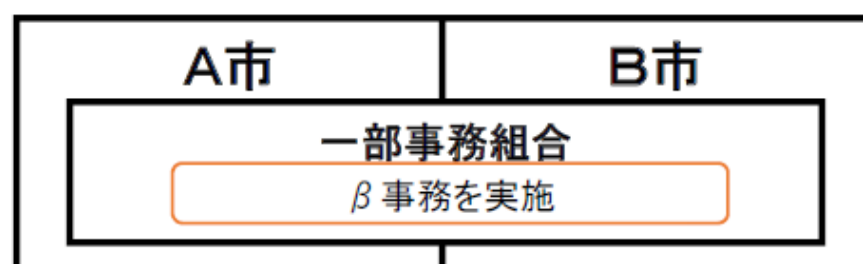
(事例③)



(事例④)



(事例⑤)



三大都市圏内の市町村の状況

第32次地方制度調査会
第21回専門小委員会資料
を一部加工

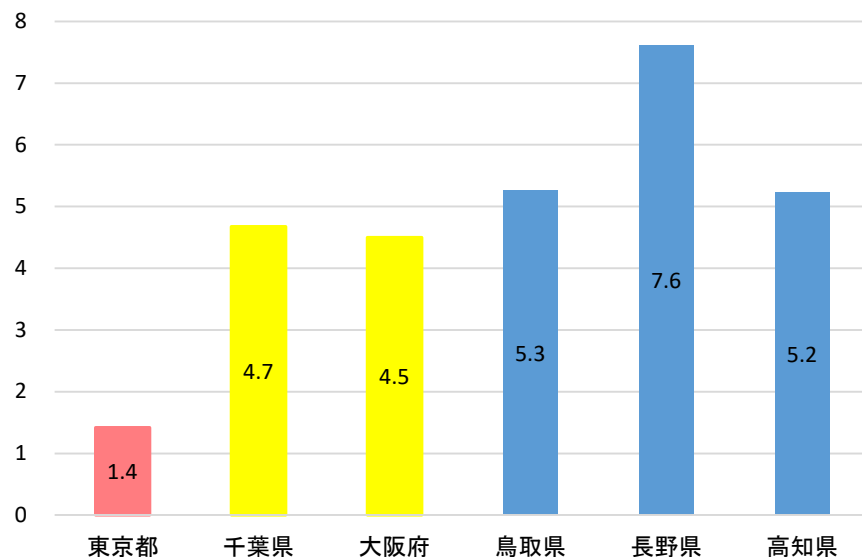
- 三大都市圏では、特に東京都や大阪府をはじめとして、市町村合併は進展せず。
- 三大都市圏内の市町村で、連携協約を締結しているのは、大阪府と大阪市（港湾及び海岸の管理に係る連携協約）、兵庫県姫路市を中心とする播磨圏域連携中枢都市圏内の市町村のみ。
- 例えば、三大都市圏の内外で厚生福祉分野における事務の共同処理の状況を比較すると、1団体当たりの共同処理の事務の数は、三大都市圏内の方が少ない傾向にあり、東京都は特に少なくなっている。

〈市町村合併の状況〉

	H11.3.31の市町村数	H31.4.1の市町村数	減少率
三大都市圏	731	463	36.7%
うち東京都	40	39	2.5%
うち愛知県	88	54	38.6%
うち大阪府	44	43	2.3%
三大都市圏以外	2,501	1,255	49.8%
合計	3,232	1,718	46.8%

〈厚生福祉分野における事務の共同処理の状況〉

1団体当たりの厚生福祉分野の共同処理事務の数(平均)



〈連携協約の締結状況〉

(件数)

三大都市圏	16(1)※1
三大都市圏以外	303(78)
合計	319(79)※2

※1 うち15件は、兵庫県姫路市を中心とする播磨圏域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の件数

※2 ()内の数値は、全体の件数から連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を除いた件数

(出典)総務省「平成30年度 地方公共団体間の事務の共同処理の状況調べ」をもとに事務局作成

(参考) 厚生福祉分野の共同処理実施市町村数
と1団体当たりの共同処理事務の数

	三大都市圏			三大都市圏外		
	東京都	千葉県	大阪府	鳥取県	長野県	高知県
市町村数(※) (A)	24	34	42	19	77	34
共同処理事務の数 (B)	34	159	189	100	586	178
1団体当たりの共同処理事務の数 (B/A)	1.4	4.7	4.5	5.3	7.6	5.2

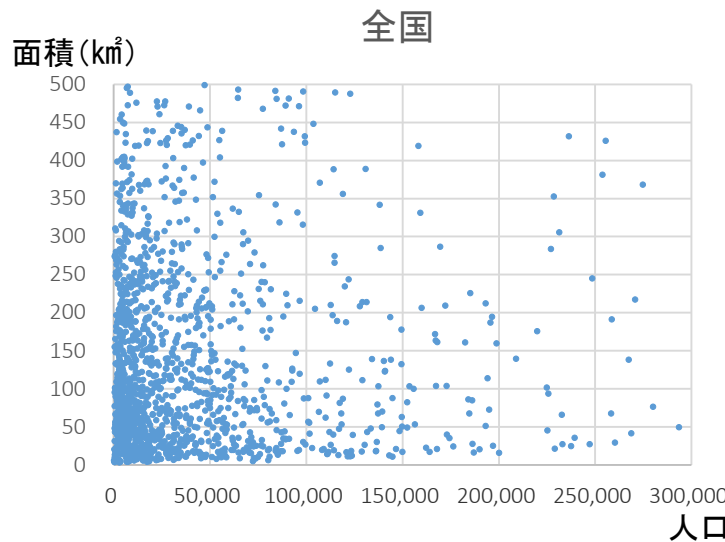
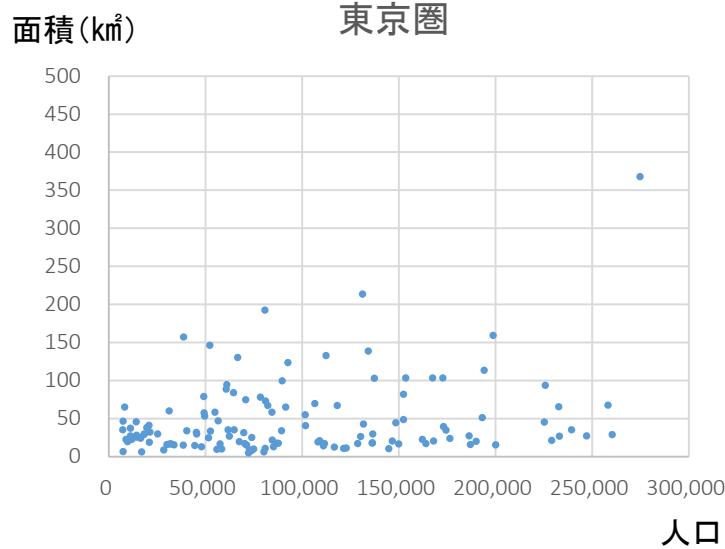
(※) 三大都市圏については、指定都市・特別区への通勤・通学割合が10%以上の市町村
(出典)総務省「平成30年度 地方公共団体間の事務の共同処理の状況調べ」をもとに事務局作成

第32次地方制度調査会のこれまでの調査審議での意見

- 人口規模や経済規模が同等程度の市町村が並び立つ三大都市圏において、どのように広域連携を進めていく必要があるのか、制度や、制度的な枠組みまでいかにしないにしても、何らか考えていかなければならないのではないか。
- 三大都市圏には、人口は多いものの面積は小さい自治体が多く存在。中規模で、富裕な自治体であっても、人口減少の影響は避けられない。三大都市圏は、広域連携の動きがあまり出てきていないが、将来のデータは厳しい。執行面での自立性は確保できたとしても、計画作成面で効率的な計画を作る必要性は増してくるのではないか。何らかの圏域的なものを考える必要はあるのではないか。
- 三大都市圏では、一般市が並び立ち、連携が進んでいないということかと思うが、例えば、保健所はA市、児童相談所はB市、といった形で取り組むことを1つの突破口として連携を進められるようになるとよいのではないか。

市町村の面積と人口の分布（東京圏・全国）

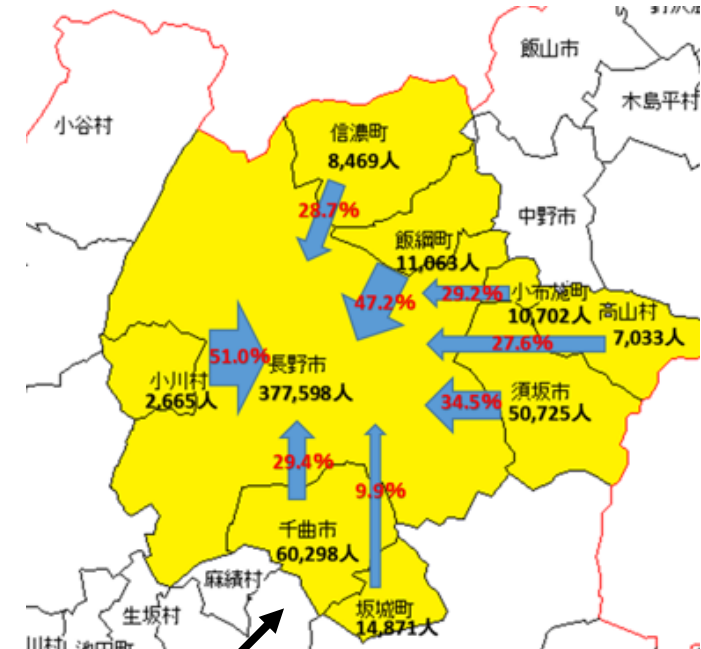
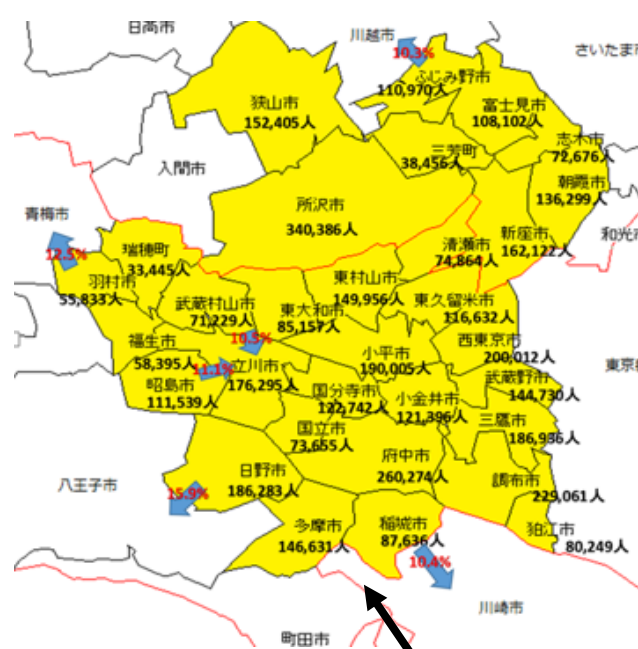
- 東京圏には市街地が連担し交通網が発達した地域に、一定の人口を有する小規模面積の団体が数多く存在。地方圏と異なり、中心的な都市への人の流れは見られないが、自治体間の距離が近く、連携の効果が発揮しやすい地域構造となっている。



多摩地域等
(31市町村)

長野地域連携中枢都市圏
(9市町村)

※ → は、東京23区を除いた市町村に対する通勤・通学割合が10%以上の場合に表記。



同程度の面積

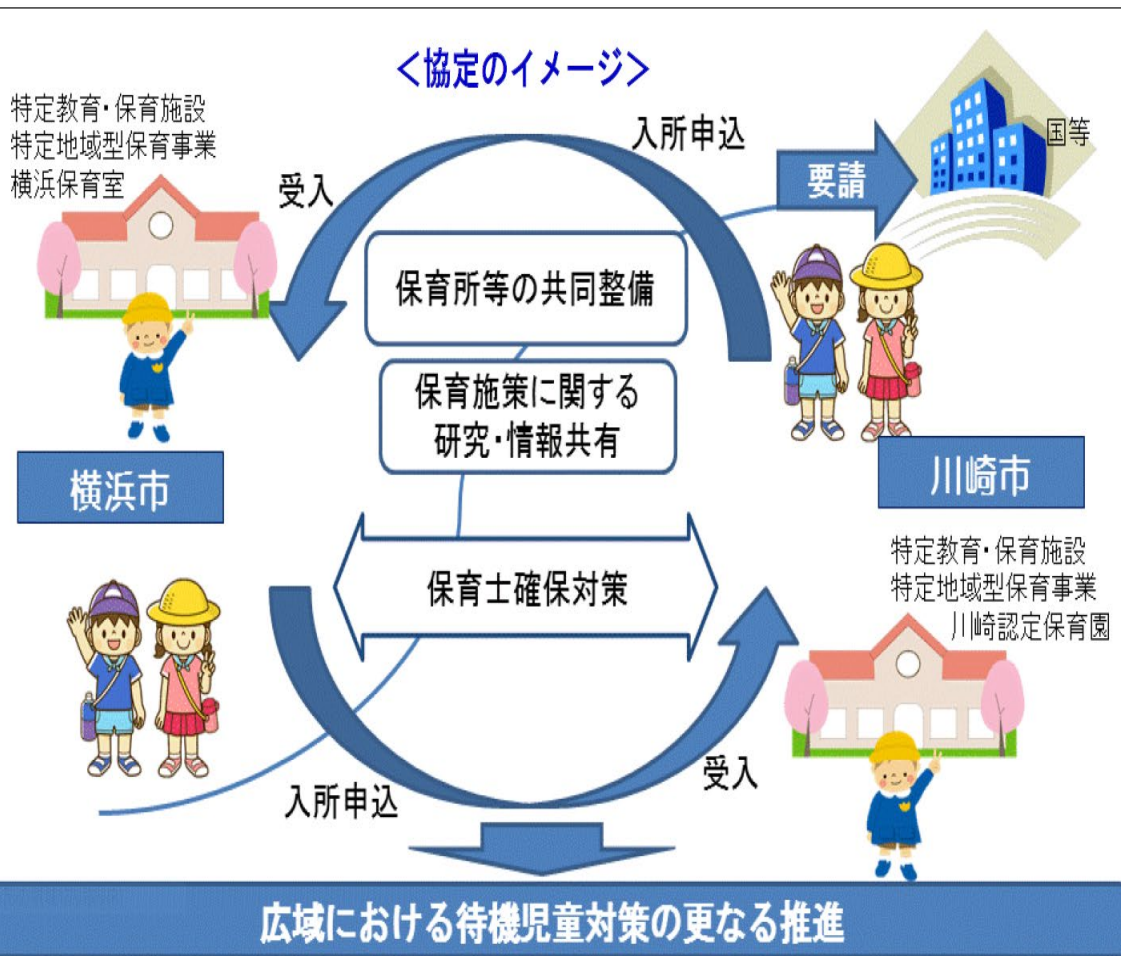
※人口は、多摩地域等は、4,084,371人、
長野地域連携中枢都市圏は、543,424人。

※人口30万人以上の団体及び面積500km²以上の団体は割愛。

(出典)総務省統計局「平成27年国勢調査」より事務局作成

三大都市圏における市町村間の広域連携の事例①（市境周辺）

- 横浜市と川崎市は、「待機児童対策に関する連携協定」を締結（H26.10）。
- 市境周辺における保育需要を双方に補完し合える土地に保育所を共同整備し、市境周辺の保育受入れ枠を確保。
- 横浜市民による川崎認定保育園の利用、川崎市民による横浜保育室の利用をしやすい環境を整備するため、互いに施設に対する運営費助成や保育料負担の軽減を実施するとともに、相互の施設の利用を案内。
- 保育士養成施設校の学生向けの就職セミナーなど、保育士確保対策に関する取組を共同実施。



三大都市圏における市町村間の広域連携の事例②（鉄道沿線①）

第32次地方制度調査会
第21回専門小委員会資料を加工

- 千葉市では、千葉市への通勤・通学者の多い市原市及び四街道市と連携して子育て環境の充実を図るため、市境やターミナル駅近辺など、施設の相互利用のニーズが高い地域において、保育所等の共同整備を行うとともに、施設の相互利用や子育て支援関連情報の共有・共同発信等を実施。
- (※)総務省「新たな広域連携促進事業」を活用

★ 保育所等の共同整備・管外保育・事業所内保育事業の推進

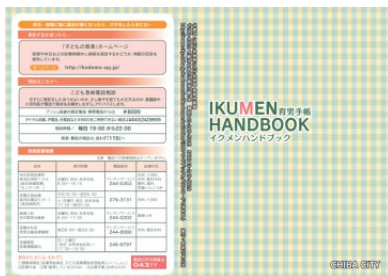
- 市境・ターミナル駅近辺など、相互利用のニーズが高い地域において保育所等の共同整備を行う。
- 3市間で実施している管外保育の要件を緩和するなど、相互利用をさらに推進する。
- 事業所が特に多くある千葉市において事業所内保育所の整備に係る補助制度を新設し、3市全体で待機児童の解消を目指す。

★ 地域子育て支援拠点・一時預かりの相互利用

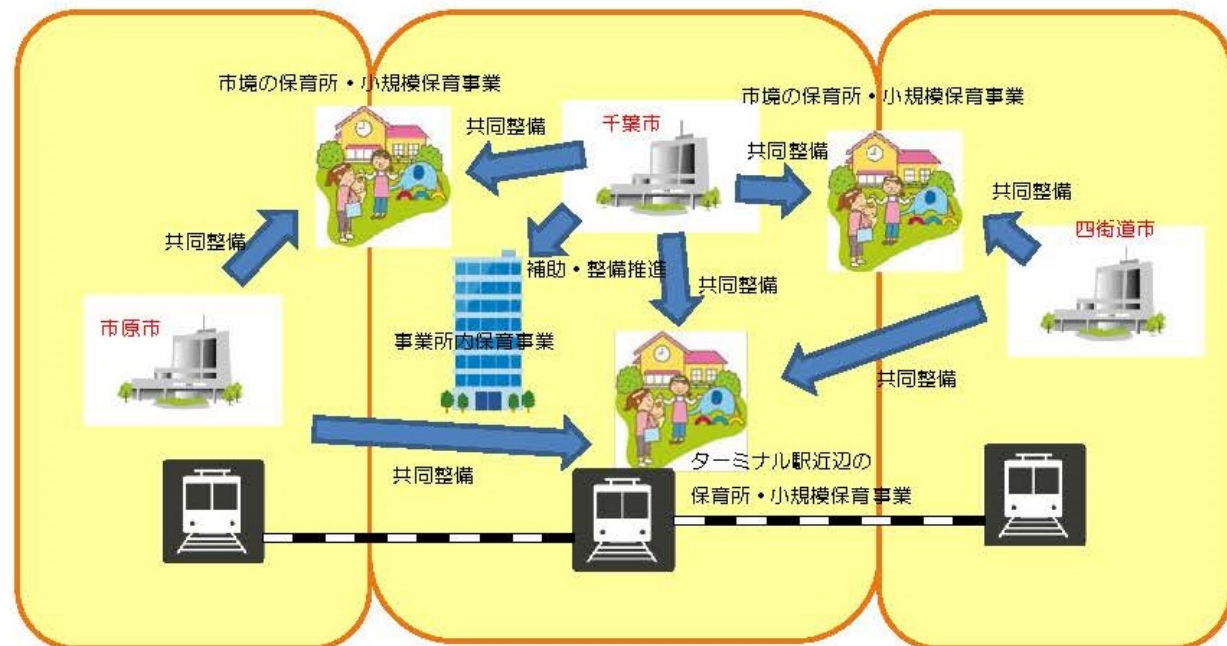
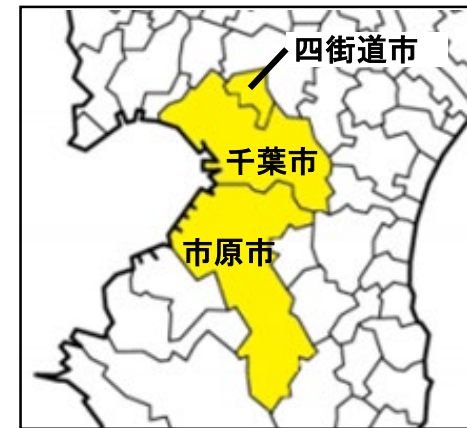
- 小学校就学前の児童とその保護者が交流する場である地域子育て支援拠点や一時預かり事業の相互利用の実施体制を整備する。

★ 連携事業の情報発信

- 3市が利用者向けに発信している子育て支援関連情報を共有・発信する。
- 相互利用が可能な施設の情報を利用者に提供。



千葉市で発行しているイクメンハンドブック



三大都市圏における市町村間の広域連携の事例③（鉄道沿線②）

- 国分寺市は、隣接する国立市（H13.9～）、府中市（H15.2～）、小平市（H25.11～）、立川市（H27.6～）と図書館の相互利用を実施。
- また、国分寺市と国立市は、「国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ」を共同で設置。同プラザには、両市の市民窓口があり、住民票や印鑑証明書等の発行、図書館書籍の貸出・返却等が可能となっているほか、両市民が利用可能なオープンスペースや会議室も配置。

（出典）国分寺市資料をもとに事務局作成

国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ



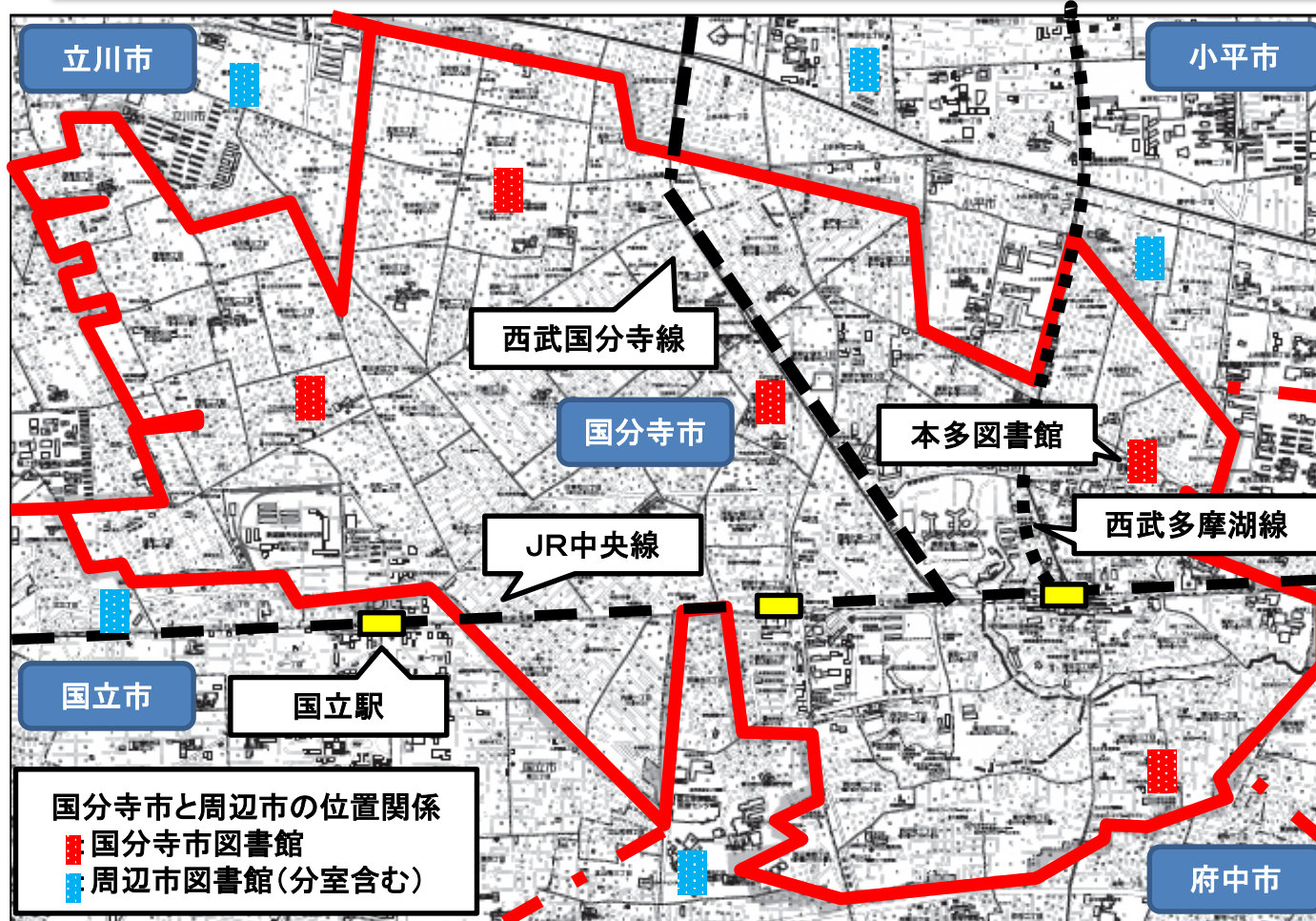
オープンスペース



国立市窓口



国分寺市窓口

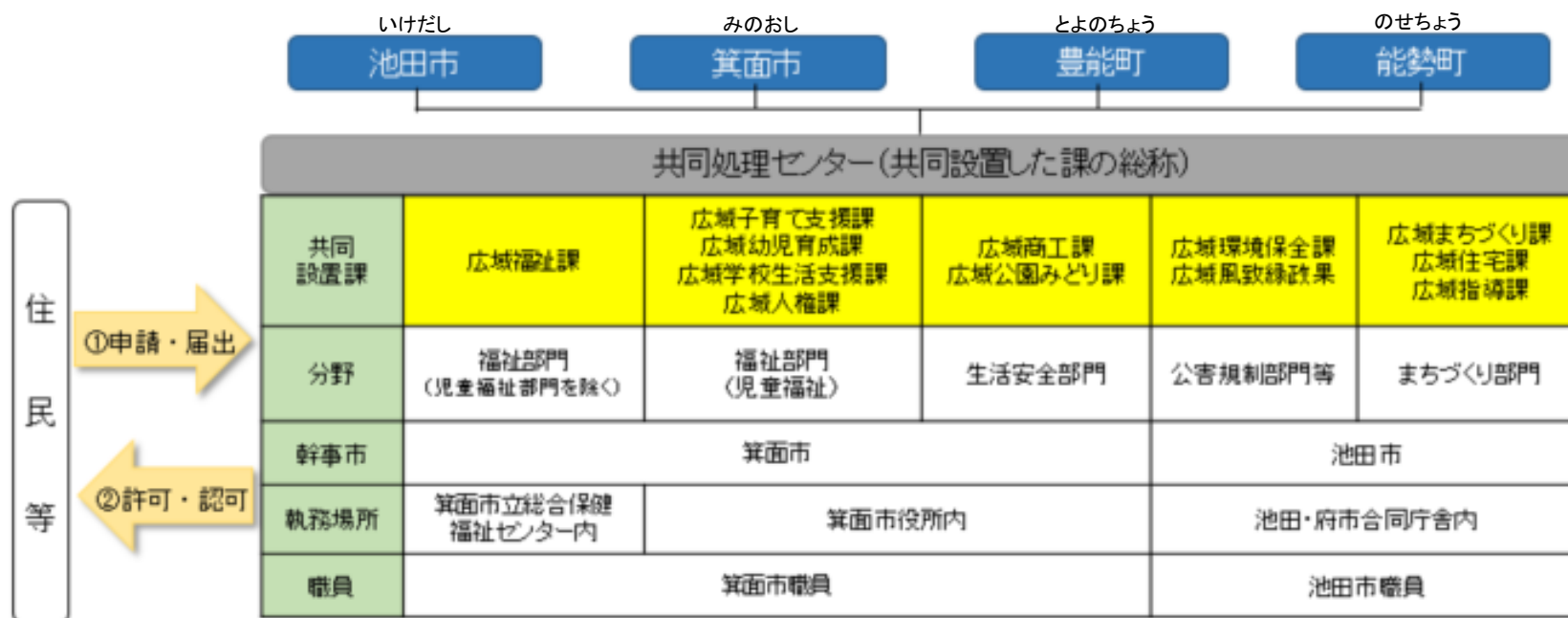


＜参考＞国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザに係る費用負担について

- ① 建設費：施設の専有面積の割合を基に、国分寺市が3分の1、国立市が3分の2を負担
- ② 維持管理費：施設の利用面積の割合を基に、国分寺市が100分の45、国立市が100分の55を負担

三大都市圏における市町村間の広域連携の事例④ (権限移譲された事務の処理についての相互補完的な役割分担)

- 大阪府池田市、箕面市、豊能町、能勢町では、大阪府から権限移譲された事務の共同処理を目的に、機関等を共同設置。
- 福祉部門、生活安全部門については箕面市が幹事市となり、箕面市職員が事務に従事。公害規制部門、まちづくり部門については池田市が幹事となり、池田市職員が事務に従事。それぞれ、自団体の事務を処理しつつ、広域事務についての申請・届出があった場合には合わせて処理。



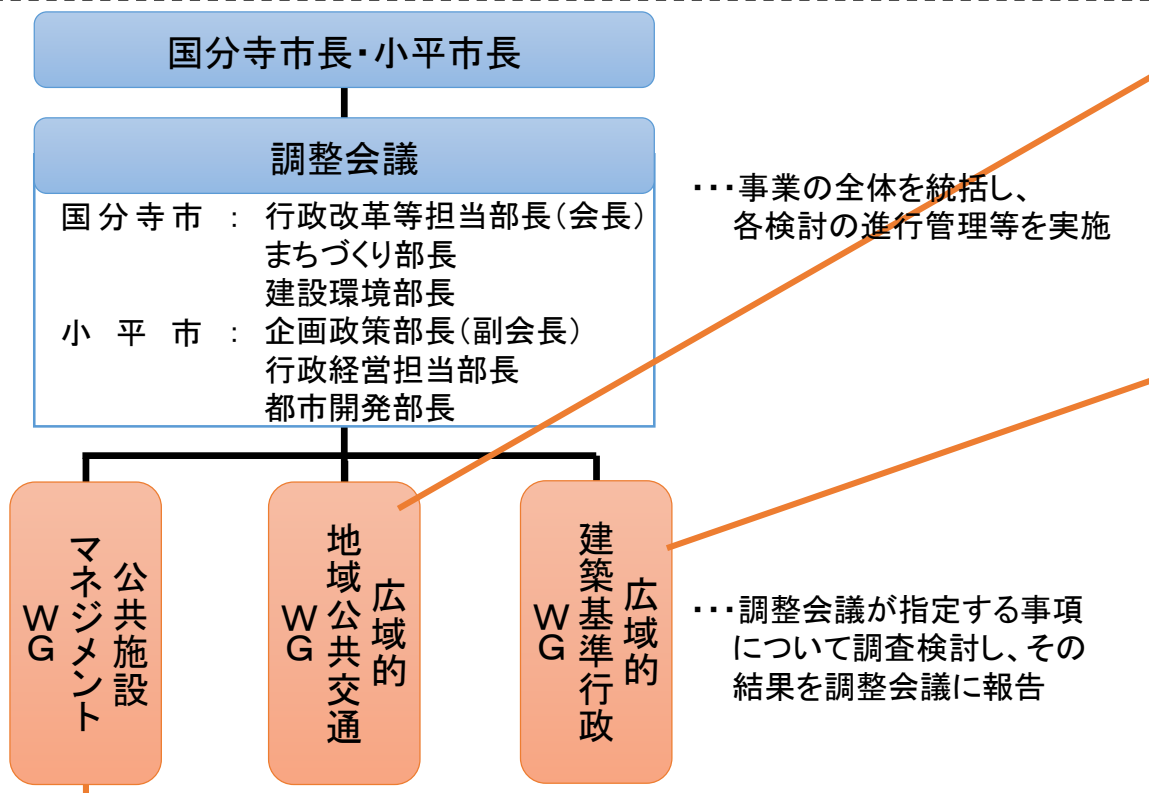
(出典) 池田市HP、箕面市HP

- ✓ 大阪府池田市、箕面市、豊能町、能勢町は、平成23年10月に共同処理センターを設置し、現在は12課で大阪府から権限移譲を受けた56事務を共同処理している。
- ✓ 共同設置される課の職員については、2市2町の市町村の首長協議により候補者を選定し、幹事市長(池田市または箕面市)が選任。

三大都市圏における市町村間の広域連携の事例⑤（協議組織の設置①）

- 東京都の国分寺市と小平市は、職員の人事交流（平成25年度～）、図書館の相互利用（平成25年11月～）、体育施設の相互利用（平成26年4月～）を実施。
- また、「国分寺市・小平市広域連携の推進に係る調整会議」を設置し、区域を越えて各種事業を処理することや連携することについて、共同で調査検討（平成27年8月～）。

（※）総務省「新たな広域連携促進事業」を活用



★ 広域的地域公共交通ネットワークの構築

- 交通空白地域の解消や、市域を越えた移動需要に対する利便性の向上を目的として、広域的視点からコミュニティバス等の地域公共交通網のあり方、効率的な事業運営のあり方について検討。

★ 建築基準行政の共同実施

- 既に建築基準行政を実施している国分寺市と、今後、東京都からの建築基準行政の移管を検討している小平市で、建築基準行政の運営に関する課題を共有し、建築基準行政の共同実施を事務の仕分け等を行い検討。
- 共同実施により、職員配置の柔軟性・専門性の向上や、両市一体と良好な市街地環境の維持・向上の実現の可能性を検討。

★ 体育施設の相互利用

国分寺市	小平市
①市民スポーツセンター ②市民ひかりスポーツセンター ③けやき運動場 （人工芝→雨天使用可）	①小平市民総合体育館 ②中央公園グラウンド （夜間照明） ③小川西グラウンド （夜間照明）

- 国分寺市にはナイター設備のグラウンドがなく、小平市には人工芝のグラウンドがない。
- 公共施設マネジメントWGにおいて、相互利用の対象施設の拡大に向けた検討を行った結果、国分寺市が運動場を人工芝化することに伴い、小平市のナイター設備のあるグラウンドを相互利用の対象化。
- 両市民、同じ料金で利用可（予約順については、市民→相互利用市民→市外団体の順）。

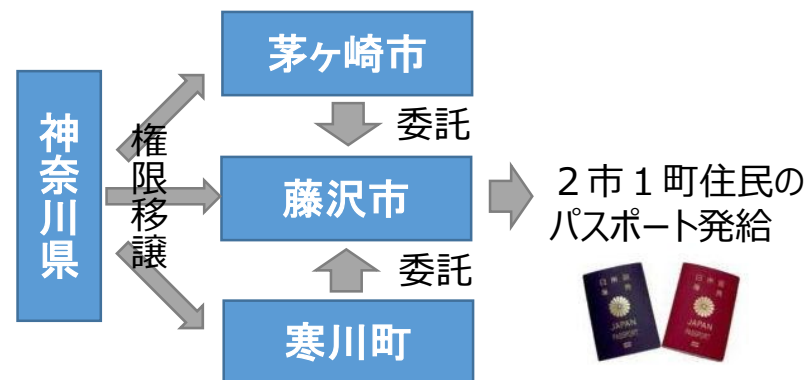
三大都市圏における市町村間の広域連携の事例⑥（協議組織の設置②）

- 神奈川県は、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町は、地方自治法に基づかない任意の協議会として、「湘南広域都市行政協議会」を設立(昭和37年)。協議会の運営基盤の強化を図るため、地方自治法に基づく法定協議会に改組(平成22年)。
- 7つの専門部会において、特定の課題解決に向けた取組や調査研究を実施。必要に応じて、交通事業者等の民間事業者との協議、地域の経済団体や大学と連携した取組を実施するなど、行政以外の主体が協力。
- 協議会の活動として、これまで、図書館の広域利用、広域文化活動等をしているほか、協議会における調整を経て、3市町で「湘南パスポートセンター」を開設し、神奈川県から権限移譲を受けたパスポート発給事務を共同処理。



★ パスポート発給事務の共同処理

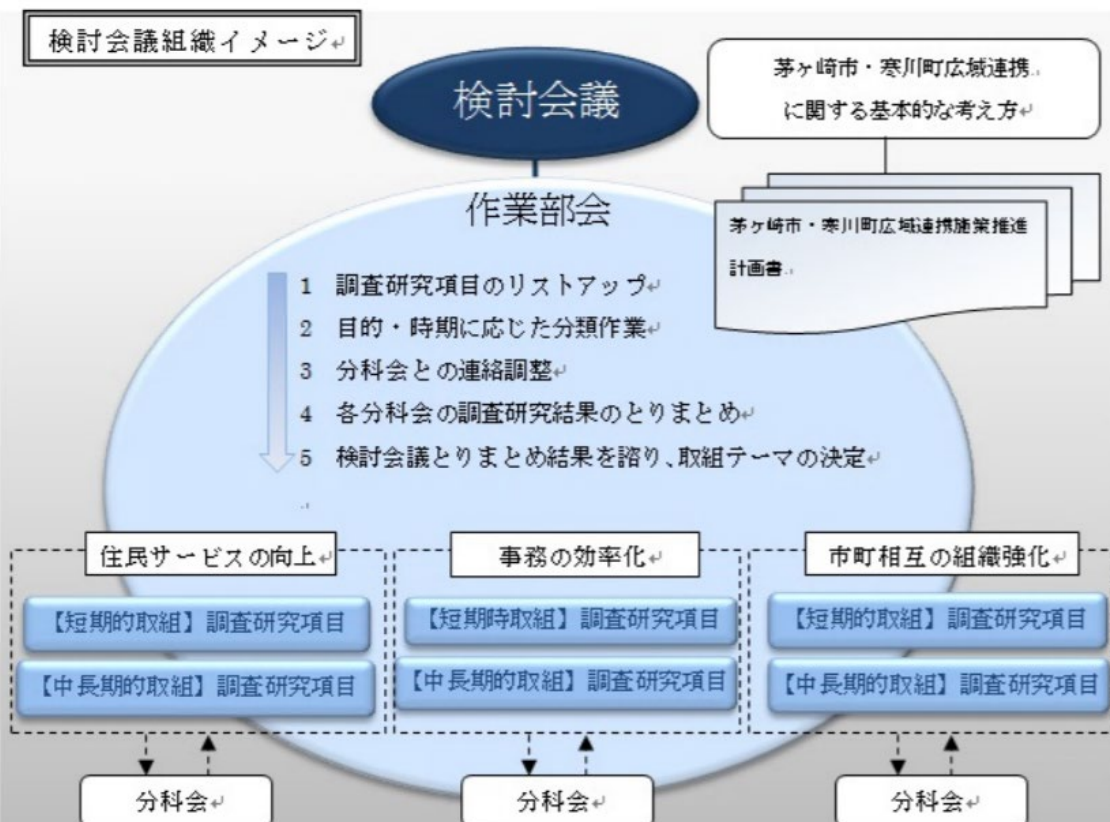
- 神奈川県から3市町に対し、パスポート発給事務を権限移譲(H24.7)。
- 茅ヶ崎市及び寒川町は、県から移譲されたパスポート発給事務及びパスポート申請に伴う戸籍法に係る事務(全部事項証明書や個人事項証明書の交付等)について、藤沢市に委託(H24.7開所)。



三大都市圏における市町村間の広域連携の事例⑦（協議組織の設置③）

- 神奈川県茅ヶ崎市と寒川町は、地理的にも歴史的にもつながりが深く、また、通勤、通学、経済活動、市民活動は両市町の区域をまたいで展開されており、生活圏は共通。
- 広域連携に関する協定書（平成元年12月）に基づき、以下の取組を実施。
 - ✓ 茅ヶ崎市が寒川町に事務を委託（し尿処理：平成5年4月～、資源物処理：平成24年4月～）
 - ✓ 寒川町が茅ヶ崎市に事務を委託（火葬：平成6年4月～、可燃ごみ処理：平成14年10月～）
 - ✓ 消費生活相談窓口の相互利用（平成17年10月～）
- 両市町は、広域連携の取組のさらなる推進のため、「茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議」を設置（平成24年11月）し、1市1町の広域連携に係る具体的な取組を示した「茅ヶ崎市・寒川町広域連携推進計画書」を策定。寒川町から茅ヶ崎市への新たな事務の委託（不燃ごみ処理：平成27年4月～、消防指令業務：平成28年2月～）、各種相談窓口の相互利用、施設の相互利用等を実施。

【茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議】



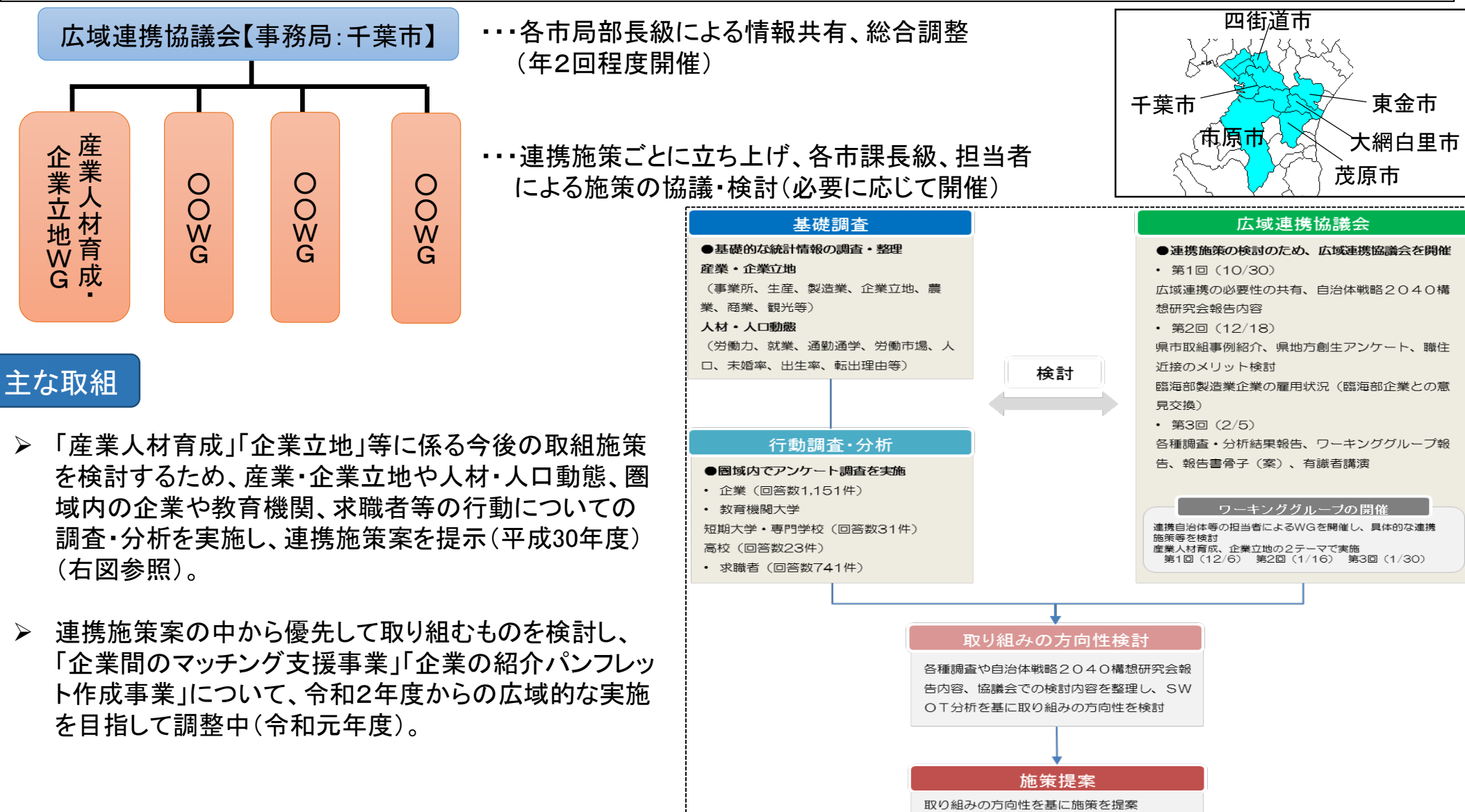
※「湘南広域都市行政協議会」の取組との住み分け

- 「湘南広域都市行政協議会」では、2市1町の圏域（総人口約70万人）という規模を活かし、湘南パスポートセンターの設置や湘南東部医療圏域での看護師確保対策、地球温暖化防止に向けた湘南エコウェーブ活動などの取組を実施。
- 一方で、茅ヶ崎市と寒川町では、より身近な地域の結びつきがあり、医療分野や教育分野、経済分野等の枠組みや、都市計画区域や警察の管轄という行政の枠組みの活動単位が同一となっており、「茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議」では、地域的な結びつきの強さを活かした広域連携の取組を実施。

三大都市圏における市町村間の広域連携の事例⑧（協議組織の設置④）

- 千葉市では、将来の人口減少・少子高齢社会に対応するため、圏域全体で人口の維持・増加を図り、地域の諸資源を最大限に活用し合うことで、全体として都市機能を向上させていくことを目指し、千葉市と、千葉市への通勤・通学割合が高く、社会的、経済的な一体性を有する近隣5市による「ちば“共創”都市圏」構想を打ち出し、その取組の1つとして、千葉市が事務局となり、6市による広域連携施策の検討を行う「広域連携協議会」を設置（平成30年度～）。

（※）総務省「新たな広域連携促進事業」を活用



三大都市圏における市町村間の広域連携についての論点（案）

- 三大都市圏には、面積が狭い都市が数多く存在し、地方圏よりも交通機関が発達している。このため、本来は、公共施設の共同での利活用や一体性のある広域的なまちづくりなど、他の市町村との役割分担を伴う相互補完関係を築きやすく、広域連携の効果が上がりやすい。
- 人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎える2040年頃にかけて生じる変化・課題の多くは、三大都市圏において顕著に現れることが見込まれることを踏まえ、三大都市圏における市町村間の広域連携をどのように進めていくか。
- 三大都市圏の市町村において、今後生じる変化・課題についての危機意識は十分であると言えるか。中間報告において作成を指摘した、各市町村において、行政サービス提供のために必要な経営資源の長期的な変化の見通しを客観的なデータを用いて明らかにする「地域の未来予測」は、とりわけ、三大都市圏において重要になるのではないか。
- また、これまでの地方制度調査会の答申では、三大都市圏では、規模・能力は一定以上あるものの昼夜間人口比率が1未満の都市が並び立ち、通勤・通学等による住民の移動が極めて広域的であることから、地方圏と同じような意味における、核となる都市と近隣市町村による社会的、経済的に一体性のある圏域を前提とした市町村間の広域連携ではなく、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用としてきたが、現状において、こうした水平的・相互補完的、双務的な役割分担に基づく広域連携が十分に進捗しているとはいいがたい。

三大都市圏における市町村間の広域連携についての論点（案）

- 今後の人口減少や高齢化がもたらす影響が三大都市圏においてより急激であり、より厳しい状況に直面することを踏まえると、各市町村が「地域の未来予測」を踏まえて自ら水平的・相互補完的、双務的な役割分担を積極的に進める必要があるのではないか。また、都道府県も、市町村に対して的確に助言や支援等を行い、広域自治体として、市町村間の広域連携を積極的に推進する必要があるのではないか。
- さらに、国においては、特に三大都市圏の市町村間の広域連携については、進捗が十分でなく、また、取組事例も多様であることから、先進事例の知見を積極的に収集する取組を重点的に実施し、情報提供を通じて、取組の横展開を促進することが重要ではないか。
- これまでの事例からは、例えば、地理的に近接した地域、鉄道沿線地域等、特に住民の移動が活発である地域において、住民の利便性の向上を図るために、共通の行政課題や広域的な課題に連携して対応する事例が見られる（事例①～⑧）。こうした取組を契機として、資源・専門人材の共同活用等を含めた広域連携を推進していくことが考えられるのではないか。
- その際、関係市町村間で協議組織を設けている事例があるが（事例⑤～⑧）、共通の行政課題や広域的な課題に対して、関係市町村間で安定的かつ継続的に連携して対応できるようにするプラットフォームとして有用ではないか。
- さらに、関係市町村間の協議組織に、共助の主体、民間事業者が協力している事例が見られるが（事例⑥）、地域の枠を越えた連携においても、組織の枠を越えた連携を進める観点から有意義ではないか。
- また、三大都市圏内の市町村では、地方自治法の「連携協約」があまり活用されていないところ、「連携協約」は、地方公共団体間で連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるものであり、締結や変更・廃止には双方の合意・議会の議決を要し、紛争解決の手続がビルトインされているものであり、水平的・相互補完的、双務的な役割分担を進めていく際に活用することも有用ではないか。

三大都市圏における都道府県を越える行政課題への対応

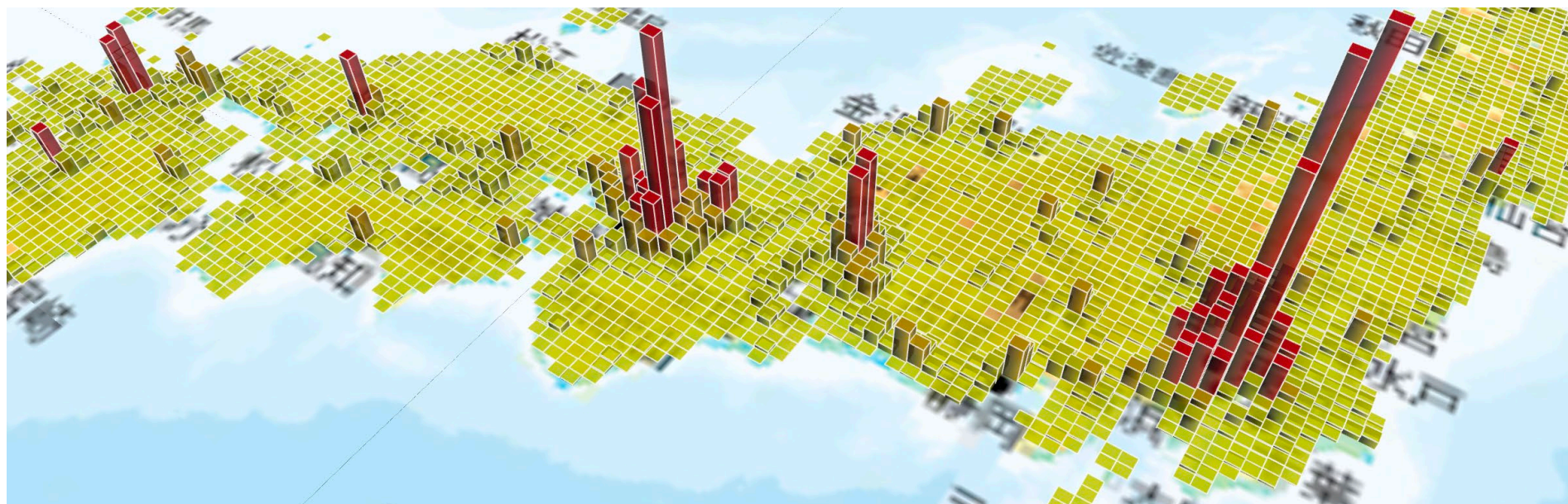
東京圏における人口の集積

○ 人口が集積してきた太平洋ベルトの中でも、東京圏の人口の集積は突出。

夜間人口

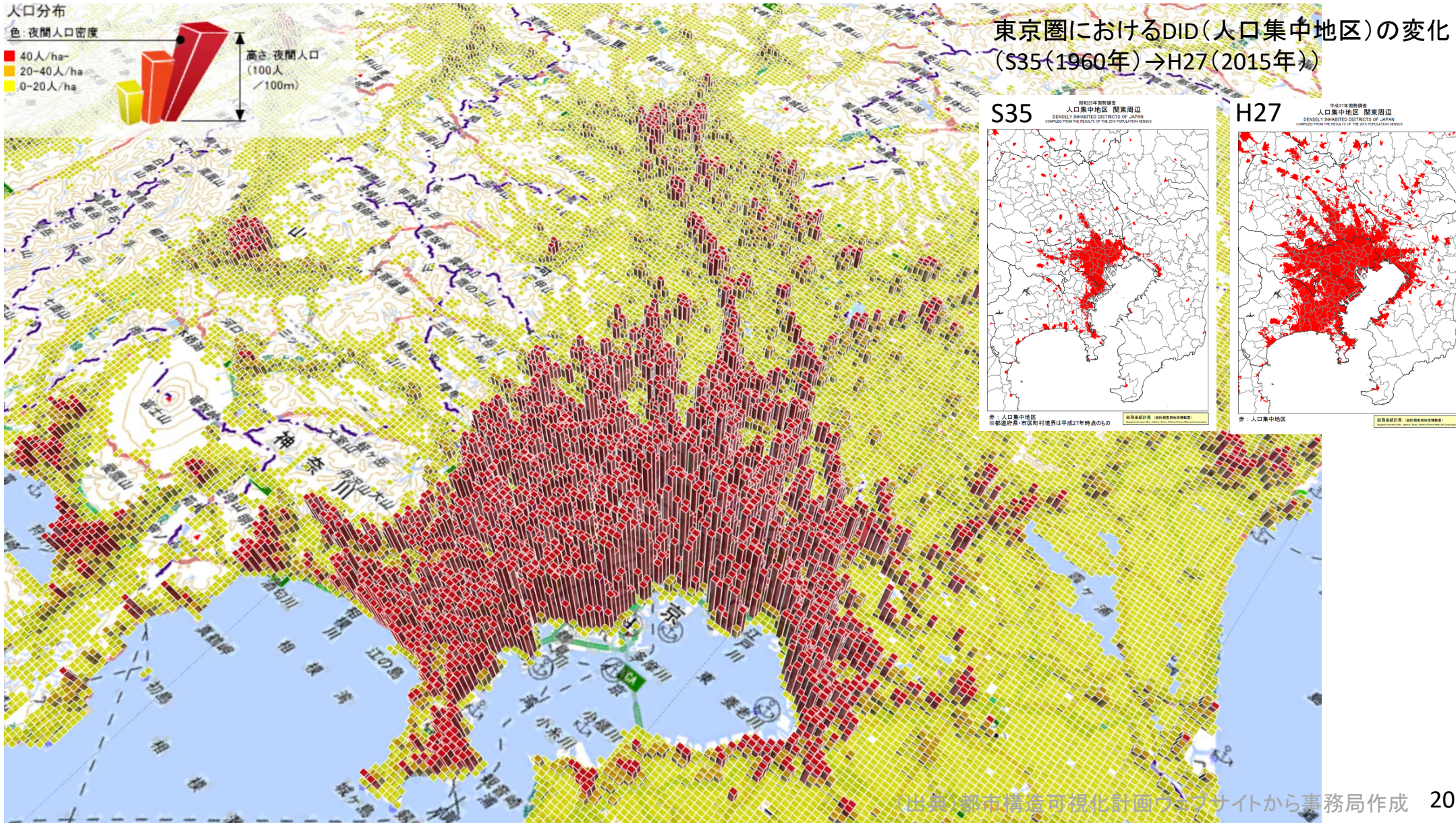


昼間人口



東京圏の夜間人口

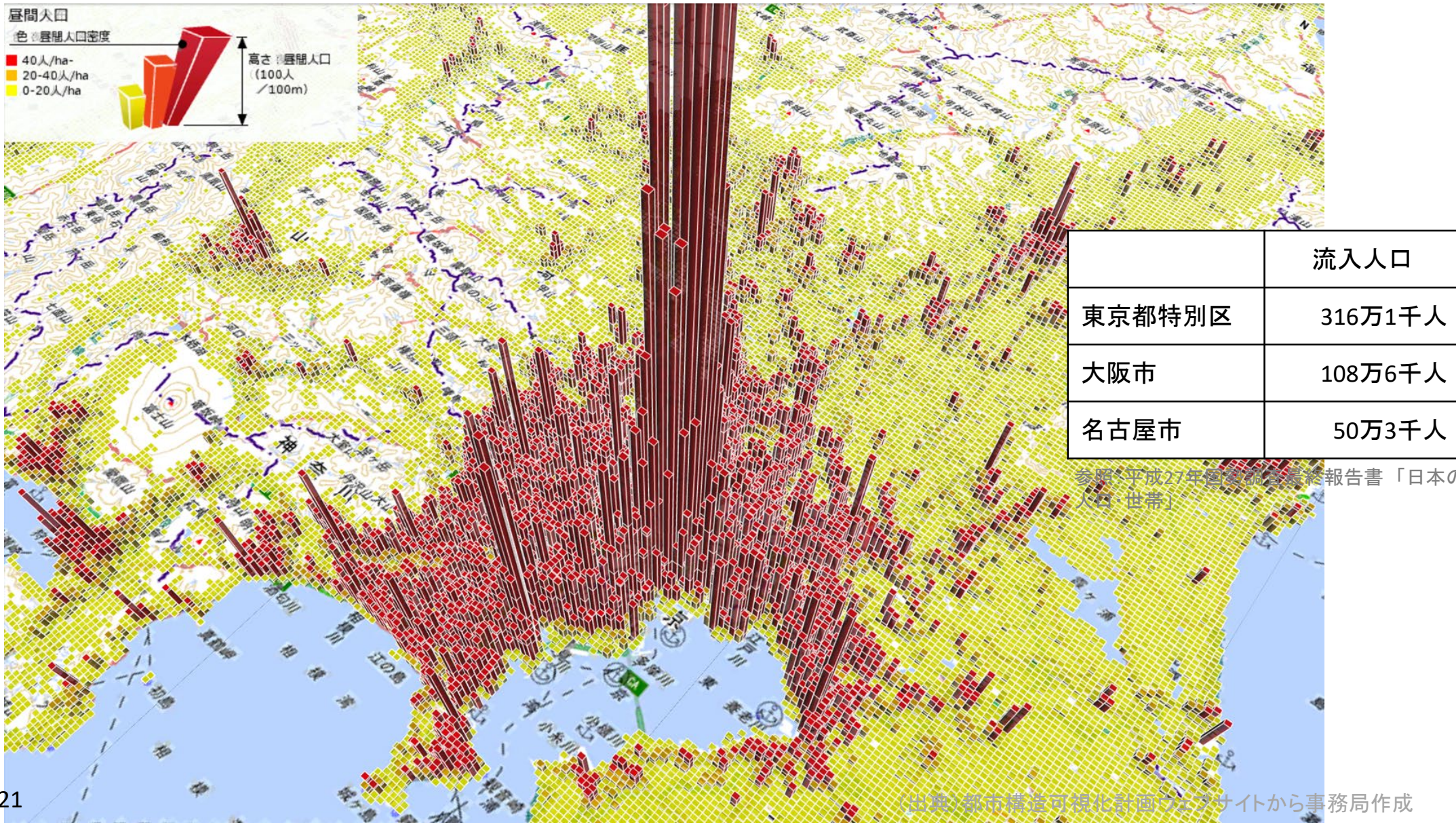
- 23区は、神奈川県・埼玉県・千葉県と接しており、東京圏では都心を中心に、市町村のみならず都道府県の行政区域も超えて、居住地が広がっている。一方、地方ブロックほどの広がりとはなっていない。



東京圏の昼間人口

- 都心部は、昼間の流入人口の規模が極めて大きい。23区への流入人口のうち、他県からの流入は8割強（3割弱が神奈川県・埼玉県、2割強が千葉県）。都内市町村からの流入は、2割弱にとどまる。

※大阪市への流入人口のうち、他県からの流入は約4割（約2割が兵庫県、約1割が奈良県）。名古屋市への通勤通学割合が10%を越えるエリアは概ね愛知県内となっており、名古屋市への流入人口のうち、他県からの流入は約2割。

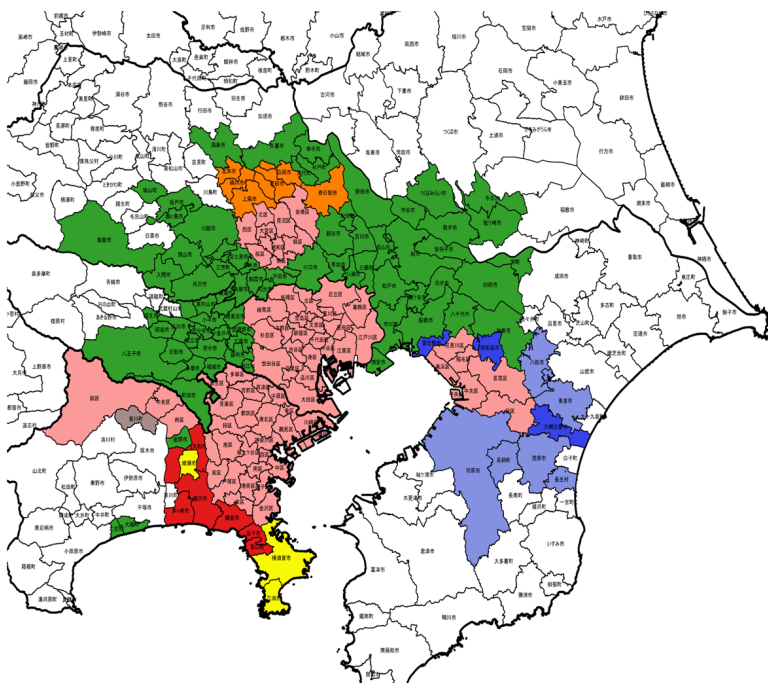


通勤・通学10%圏

東京23区・横浜市・川崎市・相模原市・
さいたま市・千葉市の通勤・通学10%圏

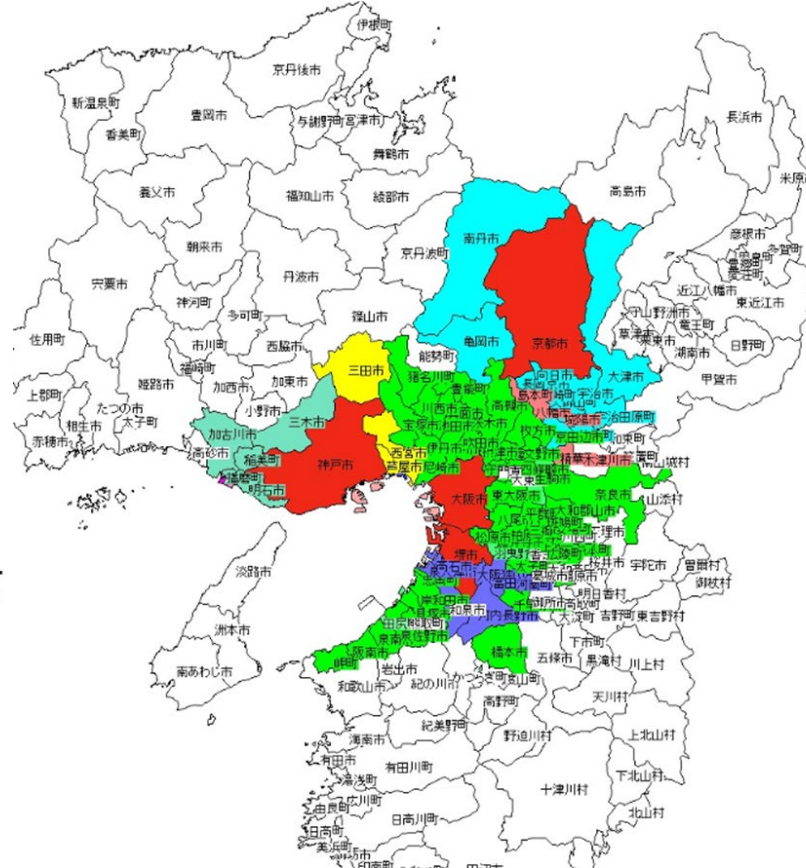
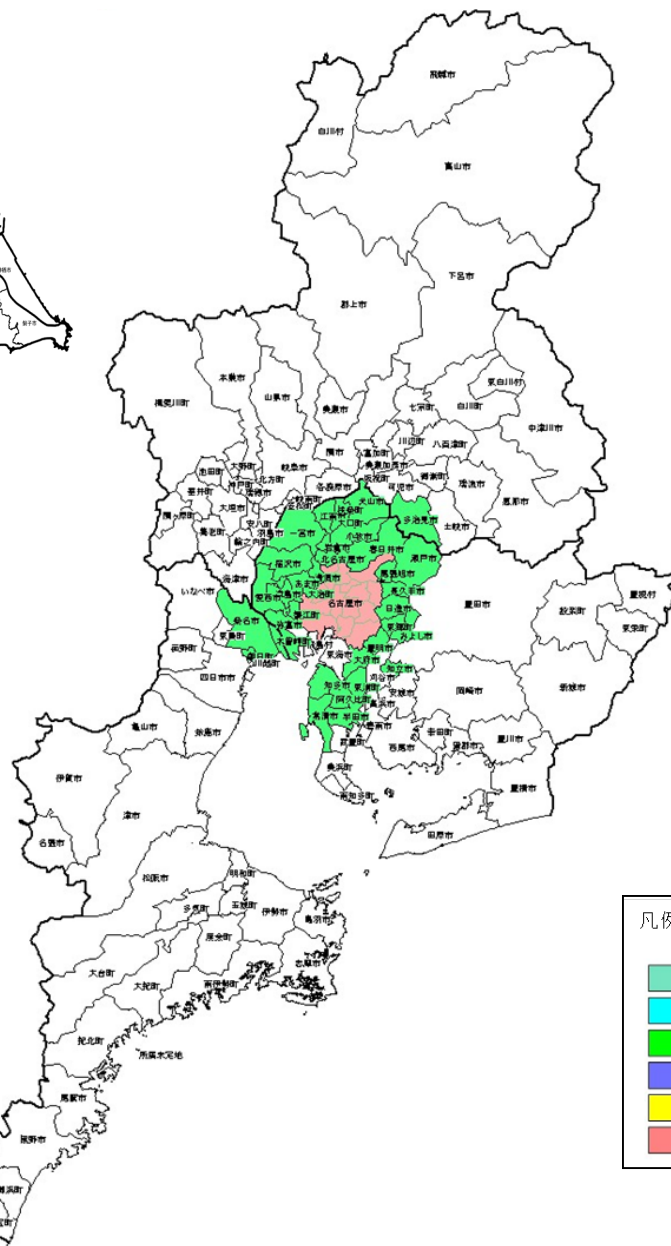
名古屋市の通勤・通学10%圏

大阪市・堺市・神戸市・京都市
の通勤・通学10%圏



凡例: 市町村単位の網掛けは以下の地域への通勤通学10%圏を示している。

- 東京23区
- 千葉市
- 横浜市
- 相模原市
- 千葉市及び東京23区
- 横浜市及び東京23区
- さいたま市及び東京23区



凡例: 市町村単位の網掛けは以下の地域への通勤通学10%圏を示している。

- 神戸市
- 京都市
- 大阪市
- 大阪市及び堺市
- 神戸市及び大阪市
- 京都市及び大阪市

各種計画における東京圏に係る記述

- 東京圏について、通勤時間、家賃等の居住に係るコストなど、過密によるデメリットが指摘されている。同時に、我が国の経済成長のエンジンとして、国際競争力を向上させていく必要性が指摘されている。東京圏では、双方の実現が求められている。

国土形成計画(H27.8)

- ✓ 東京圏には依然として過密の問題が存在するとともに、首都直下地震等大規模災害の切迫等の課題を踏まえ、東京一極集中の是正を図る必要がある。さらに、東京圏では、今後、高齢人口の大幅な増加が見込まれており、これに伴って増大する医療・介護・福祉関連の施設及び人材への需要にどう対応するかが大きな課題である。とりわけ、これによって東京圏への人口の流入超過に拍車がかかることのないようにする必要がある。
- ✓ 他方、世界有数の国際都市であり、我が国の経済成長のエンジンとなる東京は、グローバル化の進展の中で、ICT等を活用しながら快適かつ魅力的なビジネス・居住空間を形成し、他の都市とともに国際競争力を向上させていく必要があり、「グローバルに羽ばたく国土」を形成する上での重要な役割を担う。このため、東京一極集中を是正することにより、魅力ある地方の創生を実現するとともに、東京圏の過密の問題や防災面等の課題への対応を通じて活力の維持・向上を図り、快適かつ安全・安心な国土を実現する。

まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(令和元年改訂版)(R1.12)

- ✓ 一般的に、人口が集積すると、各種のサービス産業の存立を可能とし、人材や情報の交流が図られ、便利で快適な生活環境を与えるため、経済的、社会的なメリットとなる。しかし、今日の東京圏は、通勤時間、家賃等の居住に係るコストにおいて、地方に比したデメリットを有している。また、過度な東京圏への一極集中の進行により、首都直下地震などの巨大災害に伴う被害が増大するリスクも高まっている。
- ✓ 東京圏は世界をリードする「国際都市」として、ますます発展していくことが強く期待される。また、東京圏については、人口の一極集中やそれに伴う弊害を是正しつつも、集積のメリットや、それによるイノベーションの創出機会を最大限に活かせるような環境づくりを進め、グローバル競争におけるプレゼンスを高めていく。
- ✓ これらを通じて、日本が抱える課題の解決に一体的に取り組み、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と「東京圏への一極集中」の是正を共に目指す。

東京圏に人口や産業等の機能が過度に集中することの問題点

内閣府「選択する未来」委員会 地域の未来WG報告書（H26.10） 参考資料

□ 産業・人口の東京圏への過度の集中は「外部不経済」をもたらし、災害に対する脆弱性、高い地価・賃料水準、長時間の通勤などの弊害を生じさせる。

○ 災害に対する脆弱性

⇒首都直下型地震被害想定：経済被害約95兆円、想定死者数2.3万人（中央防災会議）

○ 高い地価水準

⇒東京の住宅価格（戸建住宅地）は、OECD加盟国では2位（1位ロンドン）（H25年世界地価等調査）

○ 高い賃料水準⇒オフィス賃貸料世界2位（1位香港）（プライスウォーターハウスクーパース世界の都市力比較2012）

○ 高い物価水準

⇒世界で物価が高い都市ランキングで東京は3位（2013年マーサー世界生計費調査）

○ 長い通勤時間

⇒ロンドン（約43分）、ニューヨーク（約40分）、パリ（約38分）、東京（首都圏）（約69分）

（都市別平均通勤時間（片道）の国際比較、H24年度首都圏白書）

○ 医療・介護施設が将来、東京等で不足するとの指摘

（社会保障制度改革国民会議「高橋泰国際医療福祉大学大学院教授提出資料」）

➡ こうした集中の弊害はかえって東京の国際競争力を下げる要因。

東京圏への人口・産業の集中の状況

- 東京圏は人口・GDPともに国全体の3割近くを占め、グローバル企業の本社機能の7割が立地。政府機関や大学等も集積。人口や機能が一カ所に集中している状況は韓国を除くと世界的にも著しい。
- 1人当たりGDPについて東京圏と全国との差は1.17倍に留まり、欧米大都市圏のように都市部において生産性が高くなる傾向はそれほど強くはみられない。外資系企業の地域統括拠点数では、シンガポールや香港などのアジアの都市に後れをとっている。

世界の都市的地域の人口集中の状況(2013)

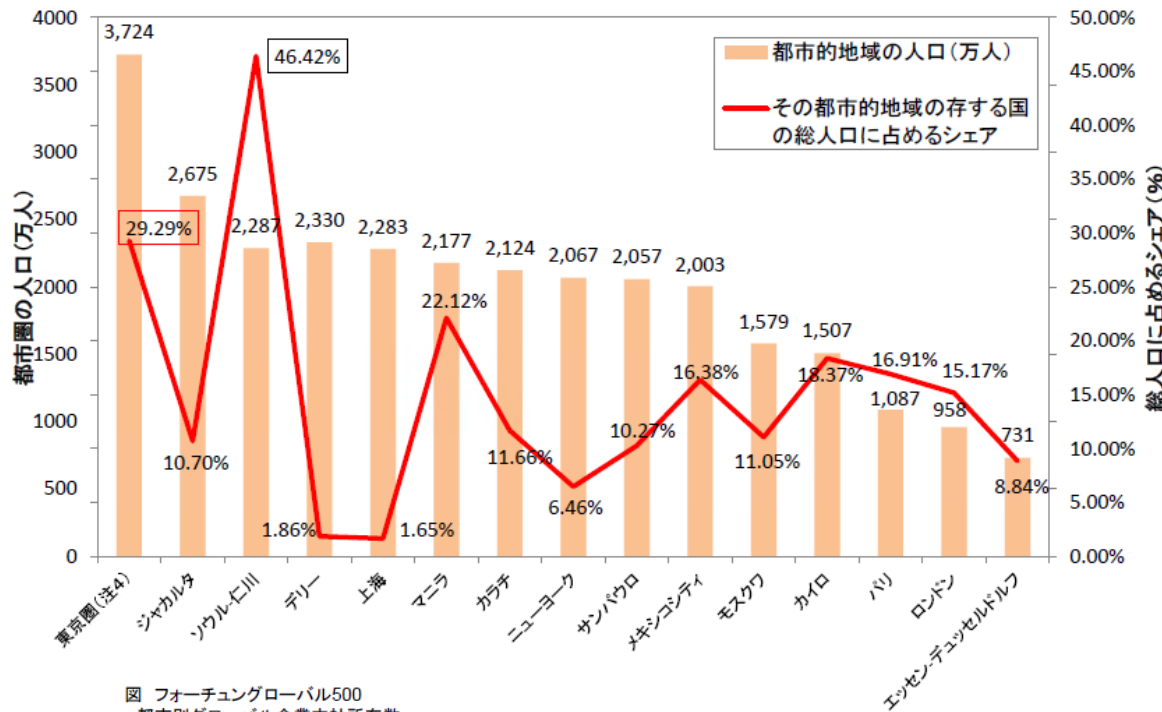
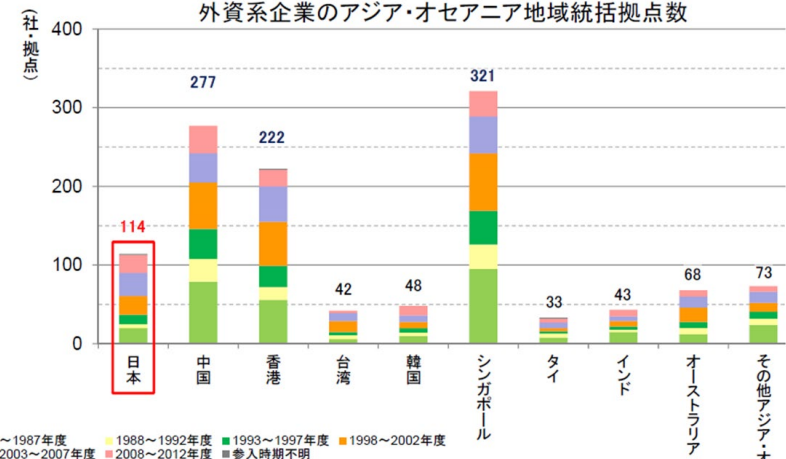


図 各都市の1人当たりGDPとその全国比

	1人当たりGDP (US \$ 1000ドル)	全国比 (各都市/国全体)
東京圏	48.2	1.17倍
ソウル	32.8	1.01倍
ニューヨーク	71.7	1.37倍
ロンドン	65.4	1.74倍
パリ	61.5	1.68倍

出典: 国土交通省企業等の東京一極集中に関する懇談会第1回資料

外資系企業のアジア・オセアニア地域統括拠点数



※ 調査対象は、日本に進出しており、かつ、外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している等の条件を満たす企業。
(出典) 経済産業省「第47回 外資系企業の動向(平成25年外資系企業動向調査)」をもとに国土交通省都市局作成

出典: 国土交通省第7回大都市戦略検討委員会提出資料

図 フォーチュングローバル500
都市別グローバル企業本社所在数

順位	本社所在都市	企業数	占有率
1	北京市	53	44.5%
2	東京都	38	73.1%
3	パリ市	20	64.5%
4	ニューヨーク州	17	13.8%
5	ソウル市	12	75.0%
5	ロンドン市	12	70.6%
7	大阪府	7	13.5%
7	上海市	7	5.9%
7	深圳市	7	5.9%

「占有率」
売上高上位500社のグローバル企業のうち、各国の企業数に占める各所在都市の企業数の割合

出典: 内閣府「選択する未来」委員会地域の未来WG報告書第1回資料

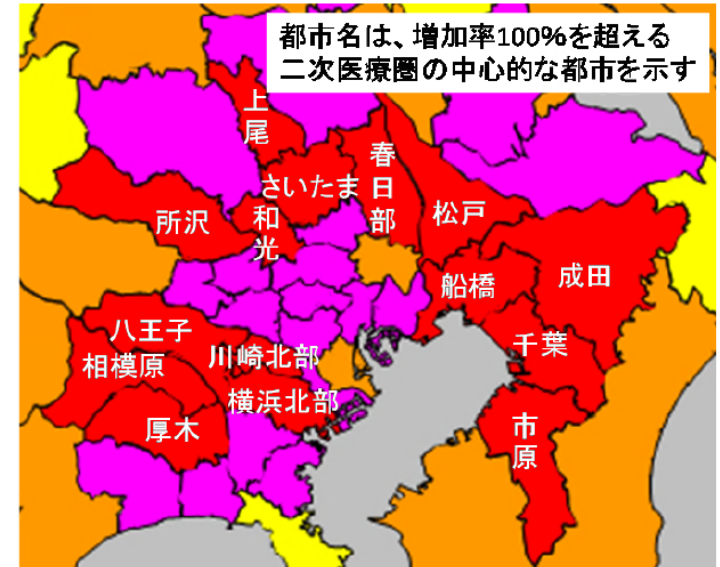
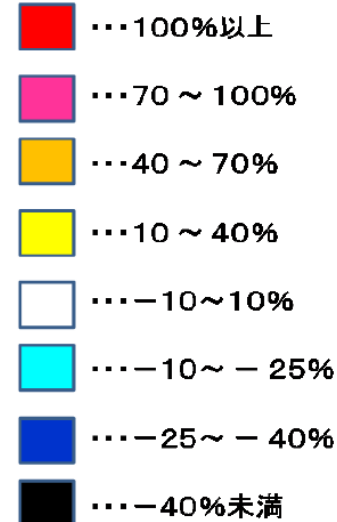
地域別の75歳以上人口の将来見込み

○ 大都市圏郊外において75歳以上人口の増加率が高くなることが見込まれている。

2010→40年 75歳以上増減率

全国平均 55.4%増

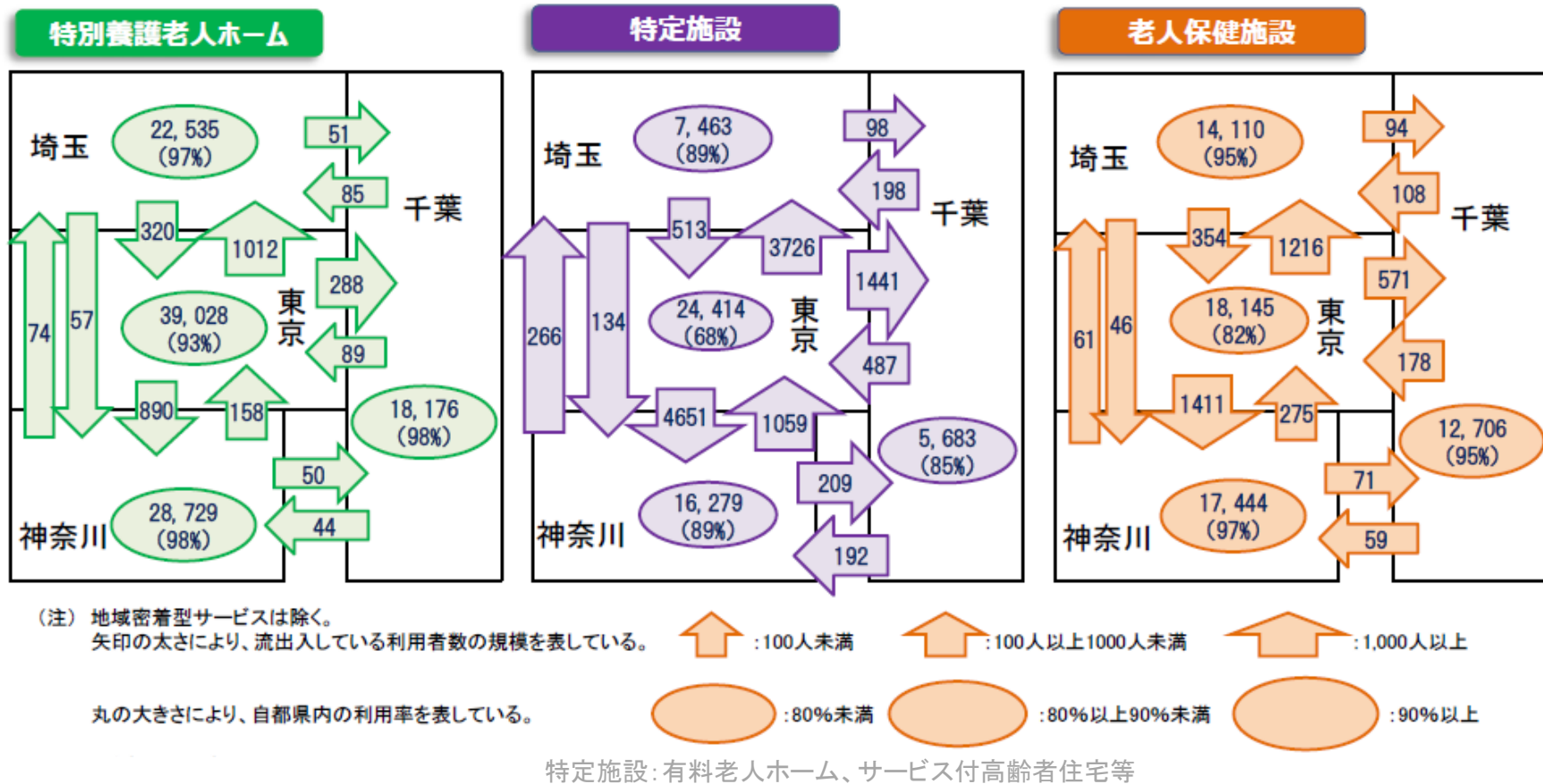
2010→40年東京周辺の75歳以上人口増減率



2010年から40年にかけての75歳以上人口の伸びが特に激しい、東京周辺の様子を示す。千葉県西部、埼玉県東部・中央部、神奈川県北部は、2010年から40年にかけて、75歳以上人口が100%以上増加する。

医療・介護の一都三県内の利用状況－介護－

○ 東京圏では、一都三県区域を超えて介護施設等が利用されている。中でも、東京都が最も他県への依存度が高い。



特養、特定、老健の自都県内、一都三県間、他県の利用状況

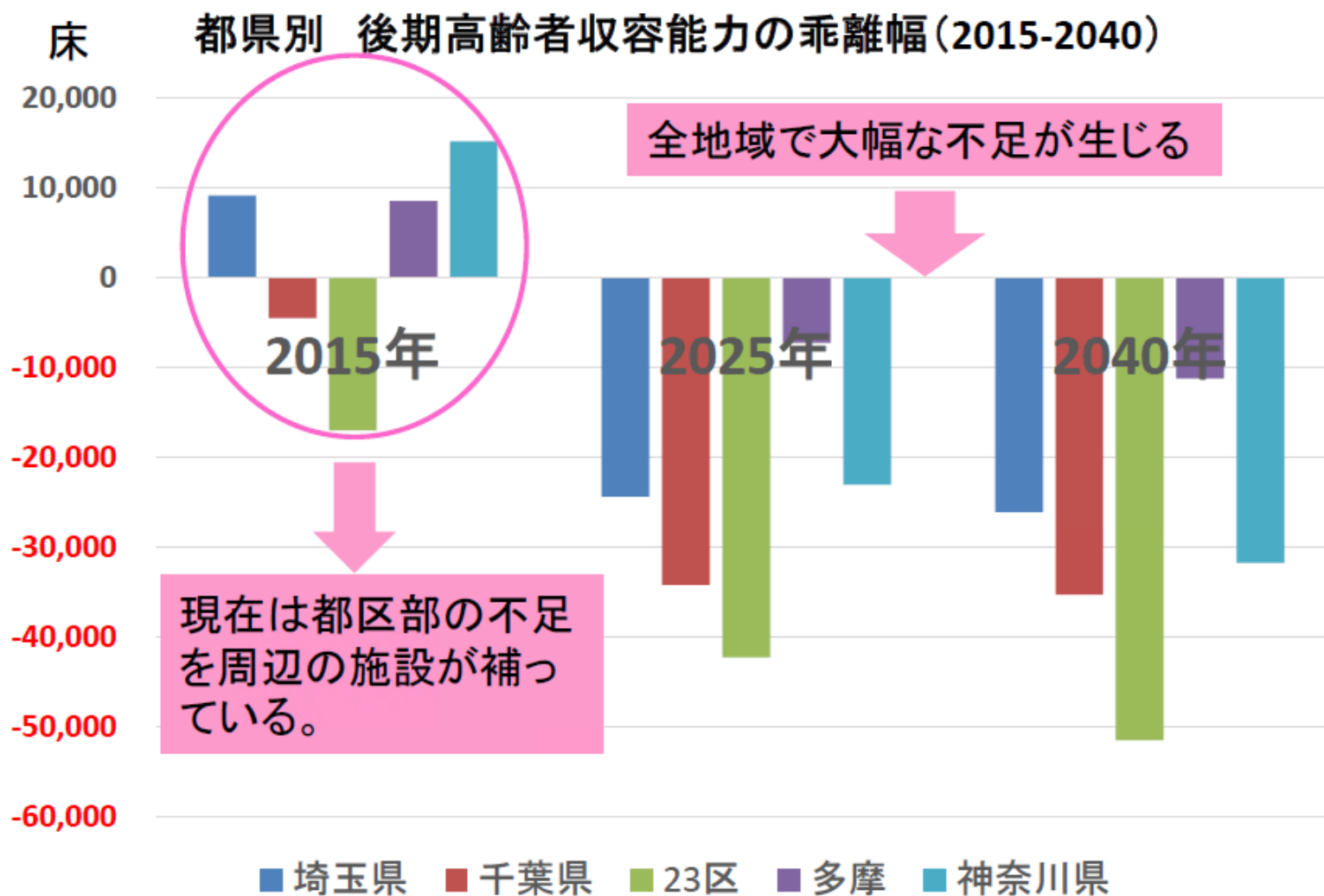
	特別養護老人ホーム							特定施設							老人保健施設						
	サービス 利用者数	自都県内 の利用		都県を超えた利用			サービス 利用者数	自都県内 の利用		都県を超えた利用			サービス 利用者数	自都県内 の利用		都県を超えた利用					
				一都三県間	一都三県以外	一都三県間				一都三県以外	一都三県間	一都三県以外									
埼玉県	23,133	22,535	97.4%	428	1.9%	170	0.7%	8,434	7,463	88.5%	745	8.8%	226	2.7%	14,796	14,110	95.4%	494	3.3%	192	1.3%
千葉県	18,574	18,176	97.9%	218	1.2%	180	1.0%	6,724	5,683	84.5%	877	13.0%	164	2.4%	13,383	12,706	94.9%	345	2.6%	332	2.5%
東京都	41,779	39,028	93.4%	2,190	5.2%	561	1.3%	35,729	24,414	68.3%	9,818	27.5%	1,497	4.2%	22,023	18,145	82.4%	3,198	14.5%	680	3.1%
神奈川県	29,207	28,729	98.4%	282	1.0%	196	0.7%	18,268	16,279	89.1%	1,534	8.4%	455	2.5%	18,046	17,444	96.7%	407	2.3%	195	1.1%
一都三県計	112,693	108,468	96.3%	3,118	2.8%	1,107	1.0%	69,155	53,839	77.9%	12,974	18.8%	2,342	3.4%	68,248	62,405	91.4%	4,444	6.5%	1,399	2.0%

出典：国民健康保険団体連合会支払データ(平成26年3月審査分) ※厚生労働省調べ

出典：日本創成会議「東京圏高齢化危機回避戦略 図表集」

東京圏の後期高齢者収容能力について

- 後期高齢者(75歳以上)当たりの介護保険施設・居住系サービス・サービス付き高齢者住宅等の定員数が、最近の全国平均並みに比べて、どの程度乖離しているかをみた研究がある。
- 現状では、東京23区のマイナスを近隣県のプラスが補っているが、2025年、2040年の人口をベースにしてみると、全ての地域でマイナス方向へ動く。



東京圏における介護施設等の状況について

- 都内は地価が高く土地の確保が困難なこと等の要因により、全国と比較して整備が進んでおらず、**特に区部は市町村部に比べ整備率が低く、地域による施設偏在が課題**となっている。
- 東京都では、第6期高齢者保健福祉計画(H27～H29)において、**一都三県の連携の必要性が明記**された。その後、一都三県の介護保険担当部局と厚生労働省との連絡会議が開催され、各自治体の施設整備の状況や都県を越えた施設の利用状況等について意見交換が行われた。
- 第7期の計画(H30～H32)では、**東京都全体で必要な定員の確保**を目指し、2025年に6万2千人分の特別養護老人ホームの整備を目標に設定。地域の必要数を超える施設整備に同意した区市町村に交付金を交付。

首都圏の将来を見据えた自治体間連携

現状と課題

- 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の一都三県の後期高齢者人口は、平成22年の約315万人から「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37年には約572万人へと、約257万人増加することが見込まれており、全国の増加数の約3分の1を占めます。
- このような状況を踏まえると一都三県（政令指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）が協力関係を築き、各地域の介護サービス等の情報や整備方針、将来像等を共有し、共通認識を持つことにより、一都三県の住民のニーズを踏まえた適切な体制整備につなげていくことも必要です。

施策の方向

- 介護基盤の整備に当たっては、区市町村が算定するサービス見込量等を踏まえた整備目標に基づき、都内で整備を進めることを原則としつつ、入所に当たって都県間の移動が見られることを踏まえ、一都三県が連携・協力を図る方策を検討していきます。
- また、介護人材の確保に当たっても、都県の枠を超えた介護サービス等の利用・提供や労働力の移動があることを踏まえ、一都三県が連携・協力を図る方策を検討していきます。

出典：第6期東京都高齢者保健福祉計画（平成27年度～平成29年度）

政策目標	平成29(2017)年度末実績	平成37(2025)年度末目標値
特別養護老人ホームの整備	47,048人分	定員6万2千人分
介護老人保健施設の整備	21,597人分	定員3万人分
認知症高齢者グループホームの整備	10,661人分	定員2万人分

出典：第7期東京都高齢者保健福祉計画（平成27年度～平成29年度）

コラム

特別養護老人ホームの整備に伴う地域福祉推進交付金について ～東京都全体での特別養護老人ホームの定員確保に向けて～

- 東京都では、整備費補助の充実や都有地の減額貸付け等により、施設整備の促進を図っていますが、地価が高く施設用地の確保が困難な地域は、特別養護老人ホームの整備率が低い傾向にあります。
- そこで、交通網が発達し老人福祉圏域を超えた移動が容易といった東京都の特性を踏まえ、比較的土壌の確保がしやすく特別養護老人ホームの整備が進んでいる地域において、特別養護老人ホームの整備を促進するための交付金制度を創設しました。
- 老人福祉圏域を超えて利用される特別養護老人ホームを整備することにより、東京都全体で必要な定員を確保します。

「広域的に利用する特別養護老人ホームの整備に伴う地域福祉推進交付金」

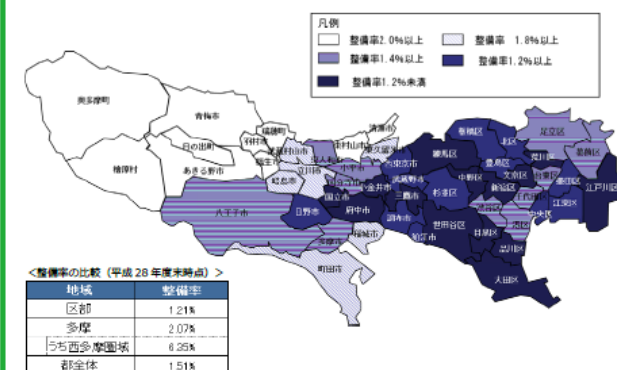
事業概要

- 地域の必要数を超えた施設整備に同意した区市町村が広く福祉目的で活用できる基金の造成資金を交付（250万円/床）
- 駅から近いなど交通アクセスが容易な施設を交付の条件

交付対象

次の条件を満たす区市町村

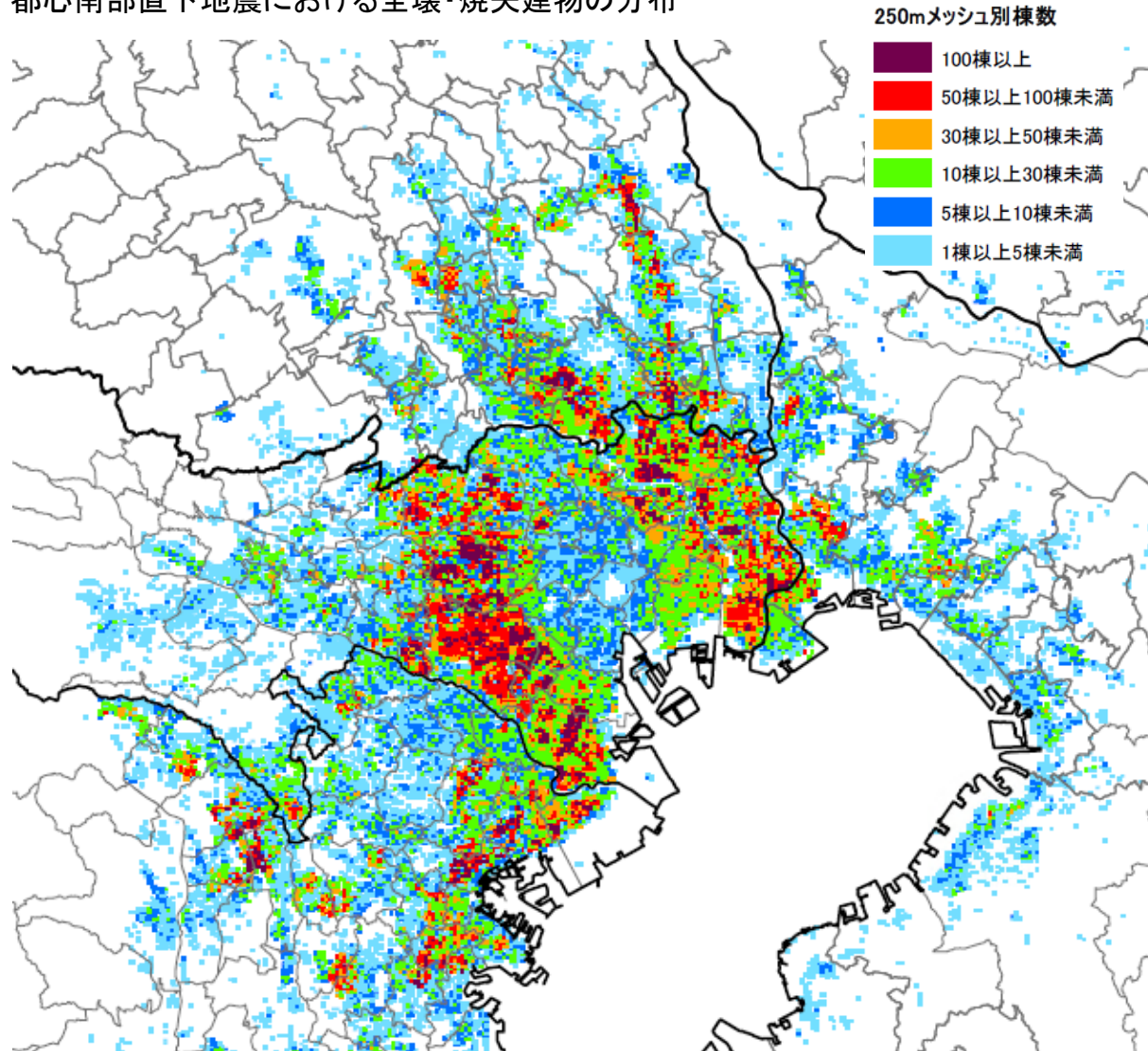
- ① 特別養護老人ホームの整備率が2.0%以上
- ② 東京都高齢者保健福祉計画に定める圏域の必要入所定員総数を超えて、特別養護老人ホームの整備に同意



首都直下地震の被害想定と避難者対策

- 避難者は断水・停電の影響を受けて発災2週間後に最大で約720万人発生すると想定されている。木造住宅密集市街地が広域的に連担している地区を中心に、大規模な延焼火災に至ることが想定されている。
- 東京都地域防災計画では、「広域的な物資調達のほか、帰宅困難者対策や広域避難などについては、自治体の枠を超えた対応が求められる場合もあり、近隣県等との円滑な連携を図るため、広域連携体制の実効性を高める必要がある」とされている。

都心南部直下地震における全壊・焼失建物の分布

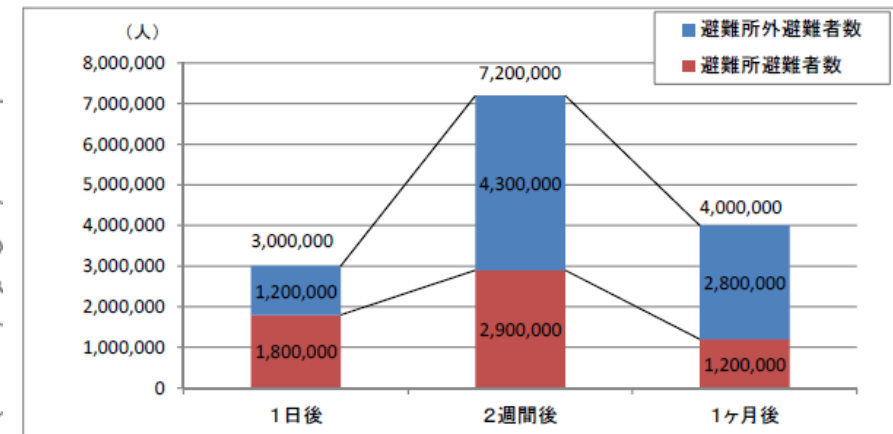


【都心南部直下地震】M7.3

被害想定(最大値、未対策(現状))

- 全壊・焼失家屋 : 最大 約 61万棟(冬・夕方に発生)
- 死者 : 最大 約 2.3万人(冬・夕方に発生)
- 要救助者 : 最大 約 7.2万人(冬・深夜に発生)
- 被害額
 - 資産等の被害 : 約 47.4兆円
 - 経済活動への影響 : 約 47.9兆円

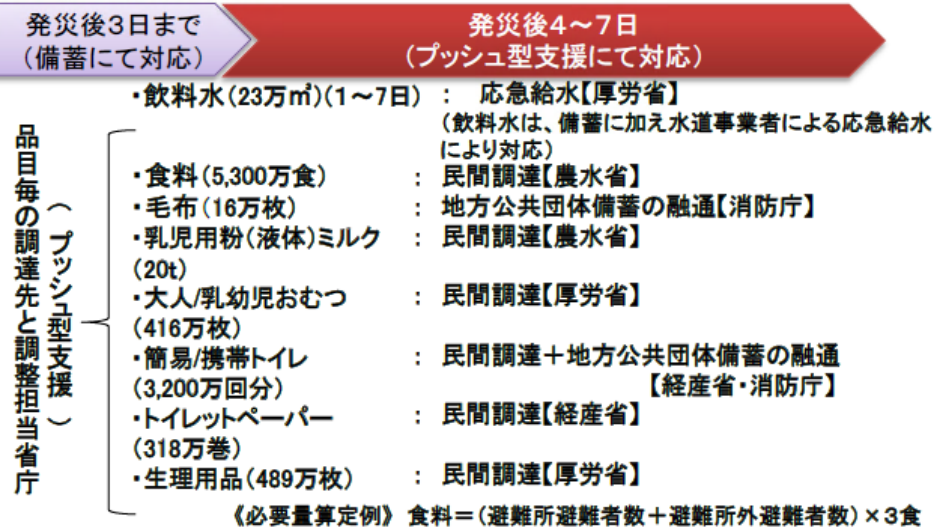
※それぞれの数値については、被害が最大と見込まれるケースにおける値であり、同一のケースではない。



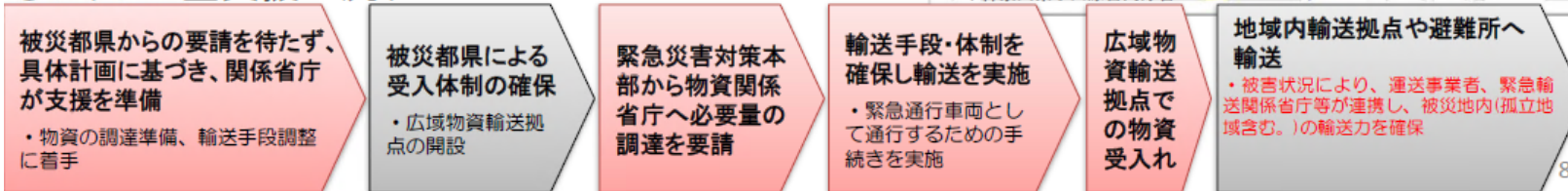
首都直下地震の際の物資調達・輸送

- 国は、被災都県からの具体的な要請を待たないで、必要不可欠と見込まれる物資を調達、輸送手段・体制を確保し、プッシュ型支援で被災都県に緊急輸送。都は、区市町村の指定する地域内輸送拠点や避難所に輸送。区市町村は、地域内輸送拠点で受入れた物資を避難所へ輸送。
- 国の計画では、「23区は、人口、経済機能が極めて高度に集積し、限定された区域に対して膨大な量の物資を、避難所まで供給」することが求められ、「国、東京都、各区の連携による物資調達・供給訓練等を通じ、検討を深めていく」とこととされている。

◎物資調達の考え方



◎プッシュ型支援の流れ



首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画(R1 中央防災会議幹事会)

8. 東京都区部への物資輸送

(1) 東京都の23区の区域は、人口、経済機能が極めて高度に集積した地域であり、発災時の物資供給は限定された区域に対して膨大な量の物資を供給するものとなる。一方で、当該区域においては、建物倒壊・延焼火災、道路寸断等の甚大な被害、深刻な道路交通麻痺といった極めて厳しい状況が想定されている。

(2) 物資を確実に各避難所に届けるためには、トラック等の輸送手段に限られていることを踏まえ、できる限り効率的な輸送手段・方法を選択する必要がある。

(3) 今後、国、東京都、各区の連携による物資調達・供給訓練等を通じ、検討を深めていくこととする。

出典：内閣府 首都直下地震における物資調達に係る計画の概要

大規模災害の被害想定から算出した応急仮設住宅の必要量

○首都直下地震等の大規模災害においては、地域内で仮設住宅を建設することが困難。空き家の活用や修繕の充実のほか、地域外での仮設住宅の確保による広域的な住まいの確保が必要。

【応急借上住宅供与戸数(可能な限り賃貸用空き家に対応した場合)及び応急建設住宅必要戸数】

- 既存住宅ストックを活用した応急借上住宅は建設型に比べ短期間で提供が可能である。
東日本大震災においては、全壊・半壊併せて約40万戸の住家被害が発生し、約12万戸の応急仮設住宅が提供されたが、そのうち、応急借上住宅は約7万戸。
- 首都直下地震では約66万～94万戸、南海トラフ巨大地震では約105万～205万戸の応急仮設住宅が必要になると見込まれる。
- 可能な限り賃貸用の空き家を活用する場合、首都直下地震の被害が想定される地域では約87万戸、南海トラフ巨大地震の被害が想定される地域では約121万戸の民間賃貸住宅を応急借上住宅として活用することとなり、自治体の事務手続きの負担は膨大になると想定。
- 応急仮設住宅の必要戸数について可能な限り賃貸用の空き家を活用したとしても、首都直下地震では、東京都において約8万戸、南海トラフ巨大地震では、中部地方で約37万戸、四国地方で約25万戸、近畿地方で約19万戸、九州地方では約4万戸の応急建設住宅が必要。

首都直下地震	応急仮設住宅 想定必要戸数	賃貸用の住宅 空き家戸数※ ¹	応急借上住宅 供与戸数※ ²	応急建設住宅 必要戸数※ ³
茨城県	3,754	79,100	3,754	—
栃木県	207	62,200	207	—
群馬県	239	59,600	239	—
埼玉県	110,114	170,300	110,114	—
千葉県	69,473	159,500	69,473	—
東京都	567,050	489,600	489,600	77,450
神奈川県	192,906	248,400	192,906	—
山梨県	5	30,000	5	—
静岡県	5	110,600	5	—
計	943,753	1,409,300	866,303	77,450

南海トラフ 巨大地震	応急仮設住宅 想定必要戸数	賃貸用の住宅 空き家戸数※ ¹	応急借上住宅 供与戸数※ ²	応急建設住宅 必要戸数※ ³
関東地方	47,907	1,350,600	47,907	—
中部地方	743,849	445,700	377,788	366,061
近畿地方	705,123	561,900	517,241	187,882
中国地方	107,628	176,300	107,628	—
四国地方	338,689	92,800	92,800	245,889
九州・沖縄地方	109,486	323,700	65,030	44,456
計	2,052,680	2,951,000	1,208,394	844,288

※1…総務省「平成25年住宅土地統計調査」(腐朽・破損なしの戸数)

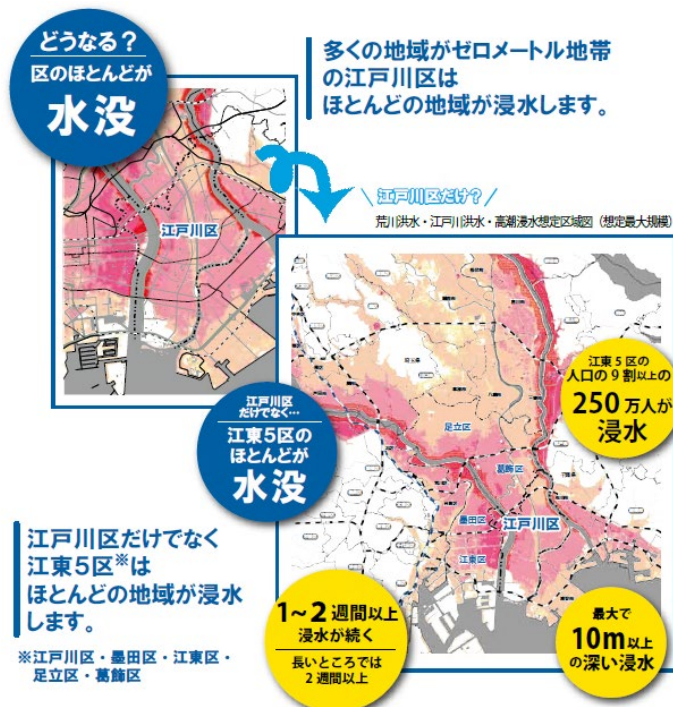
※2…可能な限り賃貸用空き家に対応した場合で各県ごとの戸数を合計したもの。実際には、既存の空き家が全て応急借り上げ住宅として活用できるわけではない。

※3…ブロック内で必要戸数を確保しようとする場合。

南海トラフ地震については、平成15年当時に既往最大として想定したM8.7をレベル1の地震、四国全域と中部・近畿・九州の一部が震源域に入る理論上最大のM9.0をレベル2の地震とした場合に、より現実的なレベル1の地震の際に被害をゼロにするような対策を講じ、その際に最低限必要となる需要に基づいた住まいの確保策を検討する必要があるのではないかと指摘があった。南海トラフ地震について、より現実的なレベル1の地震の際の全壊棟数は約49万～96万棟と推計されている。

大規模水害時の広域避難

- 東京圏の海拔ゼロメートルのような低地帯が広がっている地域において、大河川の洪水や高潮により氾濫が発生した場合には、①浸水区域の居住人口が膨大で数十万人以上の立退き避難者の発生、②浸水面積が広範に及び、**市町村・都道府県を越える立退き避難**が課題となる。
- 現在、内閣府「首都圏における大規模水害広域避難検討会」において、①広域避難場所の確保②避難手段の確保・避難誘導について検討が進められている。 ※関係府省、東京都、埼玉県、千葉県、関係市区町村等が構成員



大規模水害時における広域避難の検討について

課題1：広域避難場所の確保

- 一般的な避難の場合、住民等は自治体から提供される避難場所等が明示されたハザードマップ等を参考に避難を実施
- 広域避難の避難率の向上に向けては、自主避難先の確保を推奨するとともに、住民等に対して避難場所等を示すことも必要

課題2：避難手段の確保・避難誘導

- 大規模・広域避難では避難に長時間を要し災害発生の予測精度等を踏まえると、広域避難勧告の発令から避難に充てられる時間は限られている一方、膨大な数の避難者が避難を完了するには時間を要する。
- 膨大な避難者が自主避難先や公的な避難場所へ速やかかつ円滑に避難するためには、鉄道等の避難手段を確保するとともに、駅や橋梁部等における混乱抑制が必要

主な検討内容

- 以下の2点を中心に、関係機関等が連携して取り組むべき事項の整理と連携・役割分担のあり方についてとりまとめ

- ①広域避難場所の確保
- ②避難手段の確保・避難誘導

検討会の下に2つのWGを設置

広域避難場所検討WG

- ・ 広域避難場所の選定・運営
- ・ 情報発信 等

避難手段・誘導WG

- ・ 輸送機関・警察等への要請
タイミング・方法 等



これまでの地方制度調査会答申等（抄）

第3 2次地制調 2040 年頃から逆算し顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策についての中間報告(R1. 7)

2 2040 年頃にかけて求められる方策

(1) ひとに着目した方策

③ 地域の枠を越えた連携

ウ 地域間の協力

東京圏における介護サービスの供給体制の確保や首都直下地震への対応をはじめとして、住民の生活圏や経済圏、大規模災害の被害想定区域が一の都道府県の区域を越えて広がっている場合等には、都道府県を越えた協力関係の構築が求められる。

第3 1次地制調 人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申（H28. 3）

第2 行政サービスの持続可能な提供のための地方行政体制

(2) 三大都市圏

① 基本的な認識

三大都市圏は、国際競争が激化する中で、日本全体の経済を牽引する極めて高次な都市圏域である必要がある一方、総じて出生率が低く、地方圏を上回る急速な高齢化の進行や、単独世帯の高齢者が急増することが予想される。

加えて、人口急増期に集中的に整備した公共施設の老朽化が進み、一斉に更新時期を迎えることが予想される。

特に、郊外部においては、生産年齢人口の減少や急速な高齢化に伴い行財政運営上、深刻な状況が予想されることを強く認識する必要がある。

以上のように、人口減少がもたらす影響は、三大都市圏においてより急激であり、より厳しい状況に直面する。

しかしながら、三大都市圏においては、上述のような危機意識が十分であるとは言えない。三大都市圏が、国際的な競争力を保ちつつ、生活環境を改善するためには、三大都市圏が圏域として人口減少社会にどのように対応するのかを検討する必要がある。

現在、九都県市首脳会議や関西広域連合といった既存の枠組みが存在するが、これらの枠組みも活用しながら、三大都市圏の地方公共団体が共同して、三大都市圏における人口減少社会への対応を検討すべきである。

これまでの地方制度調査会答申（抄）

第30次地制調

大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申（H25.6）

第1 大都市を含めた基礎自治体をめぐる現状と課題

2 三大都市圏・地方圏の課題

（1）三大都市圏の抱える課題

（略）通勤、通学、経済活動等の範囲が、行政区域をはるかに超えている三大都市圏においては、圏域全体を対象とした行政サービスの提供やその調整などが必要である。

第3 新たな大都市制度

3 三大都市圏域の調整

三大都市圏においては、社会経済的に一体性のある圏域（例えば通勤・通学10%圏）の広がり、市町村のみならず都道府県の行政区域も超えているが、地方ブロックほどの広がりとはなっていない。

例えば交通体系の整備や防災対策といった圏域における共通した行政課題に関する連絡調整や、そのような行政課題に関する圏域全体の計画策定を行うための協議会等の枠組みを設けるべきかどうかについて引き続き検討する必要がある。

その際、どのような行政課題についての調整を行うべきか、九都県市首脳会議や関西広域連合といった既存の任意の枠組みが果たしている役割との関係をどうするかといった点についてさらに検討する必要がある。

仮に新たな枠組みを設ける場合には、圏域計画の実効性を担保するための尊重義務を構成団体に課すことや、国との調整を図るために、必要に応じて、国の関係行政機関に対して、職員の出席及び説明並びに必要な資料の提出を求めることができるようにすることなどについても検討する必要がある。

これまでの地方制度調査会答申（抄）

第8次地制調

首都制度当面の改革に関する答申（S37.10）

第1 都及び特別区の制度の合理化

9 行政連絡協議会の設置

都の区域内及び都と密接な関連を有する地域内における各行政主体及び事業主体間の連絡調整を図るため、地域内の関係地方行政機関の長、関係都県知事、関係政府関係機関、公団等の長並びに特別区の区長及び市町村長の代表者をもって連絡協議会を組織することが適当である。

第2 首都行政及び首都整備に対する国の配慮

現在東京の直面している水、交通等の分野における行詰りを打開するためには都及び特別区の制度の合理化とあわせて、国においても積極的に行財政上特別の措置を講ずることが必要である。この場合において、首都を政府の直轄地とするとか、首都に関する都の権限を国に引き上げるといような論もあるが、そのような方法は採るべきでなく、あくまでも地方自治を尊重する方向において解決を図るべきものである。しかし、政府の段階において緊急を要する首都の公共施設の整備を強力に推進するため、各省庁に分散している次のような権限を一の機関にまとめ、政府の施策を統一かつ迅速に決定することができるように、臨時に国の行政組織の特例を考慮すべきである。

- 1 政府の直轄し又は助成する首都の公共施設の整備に関する総合的な計画及びこれと直接関連を有する公共施設の整備に関する総合的な計画（以下「首都整備計画」という。）を作成すること。
- 2 首都整備計画に定められた事業の実施に要する国の予算を一括して計上し、各省庁の直轄事業に係るものを除き、各省庁へ移し替えないで執行すること。
- 3 首都整備計画に基づく事業の実施について政府、地方公共団体、政府関係機関、公団等各種事業主体間の事業の実施を調整すること。
- 4 首都の公共施設の整備に関し緊急を要する特定の事務に係る各省大臣の許認可、指導監督等の権限を一元的に行使すること。

これまでの地方制度調査会答申（抄）

第14次地制調

大都市制度に関する答申（\$45.11）

第一 大都市制度の現状および問題点

わが国における今日の大都市問題の本質は、人口および産業の急激な集中による都市の巨大化およびこれに伴う地域社会構造の著しい変動の結果として、都市本来の機能が適切に営まれていないところにあり、それが住宅、交通、上下水道、清掃、公害その他の具体的な問題として提起されるに至っている。さらに、大都市周辺の人口急増地域においては、市街地が無秩序に拡大するとともに、教育施設その他の公共施設の整備が著しく立ち遅れているという問題を生じている。

このような大都市問題は、種々の原因に起因しているが、そのうち地方制度にかかわるものとしては、次のような問題が指摘されている。

- （1）大都市圏、すなわち社会経済的に一体的な都市を形成している地域社会を対象とする総合的な計画が策定され、その実施を確保するしくみが整備される必要があるが、現在の首都圏整備計画、近畿圏整備計画等は、このような要請に応えているとは認めがたい。
- （2）交通行政、公害行政をはじめとする各種の行政が国の機関により縦割りで行なわれ、責任の所在が不明確となり、都市の総合的な経営が確保されていない。
- （3）大規模な住宅団地の開発、基幹的な道路、港湾等の交通体系の整備、広域にわたる水資源の利用、公害規制等の広域的に処理することを必要とする機能に対し、地方公共団体の区域が合致せず、ないしはその相互間の協力体制も十分でない。（略）

第二 大都市制度の改革の基本的方向

（1）計画機能の問題

大都市圏を対象とする次のような新しい総合的な計画の策定および実施に関するしくみを整備する必要がある。

- ア （略）地方公共団体の責任において計画を作成すべきであるが、他方、国の地域計画やその行財政施策等との関連において、国と地方公共団体双方の合意を確保する必要があるので、国に関係のある事項については、国の機関が承認し、またはその意見を聴いて決定するようしくみを設ける必要がある。
- イ （略）計画の内容は、広域的な土地利用計画を基本とし、基幹的な道路、鉄道、港湾等の交通体系、大規模な住宅団地および公共施設の配置等根幹的な事項に限定することとする。
- ウ 策定された計画については、国および地方公共団体は、予算措置等を通じその実施の確保について責任を負うものとするとともに、民間事業主体等に対しても誘導的、規制的な効力を持たせるための有効な措置を講ずる必要がある。（略）

第三 大都市制度当面の改革

- 一 東京
- 2 改革案

（2）広域行政への対応

（略）さしあたりは1都3県の連合組織を設けて、計画の策定に当たることになるとともに、一定の広域的行政実施機能たとえば大規模な住宅団地の開発、広域的な交通施設の整備、さらには広域的な公害規制、産業廃棄物の処理等の事務を処理するものとする。

- 二 大阪
- 2 改革案

（1）広域行政への対応

（略）関係府県の連合組織を設けて、大阪の大都市圏における広域的な計画策定等の任に当たるものとする（略）

大都市圏整備制度の背景

- 昭和30年代以降、大都市圏における人口集中・過密問題を背景に、**都心部への過度の人口・産業の集中を抑制し、圏域内での無秩序な市街化の抑制や受け皿の整備を推進**するため、**大都市圏整備法※等が制定**された。

※ 首都圏整備法（昭和31年）・近畿圏整備法（昭和38年）・中部圏開発整備法（昭和41年）

大都市圏における人口集中・過密問題の様子

昭和39年度運輸白書（抜粋）

（前略）産業、人口の大都市集中により、多くの問題が発生しているが、都市交通の面では、通勤、通学輸送および路面交通において、**需給のアンバランスから著しい交通難**がもたらされている。

（中略）三大都市交通圏内には、**職場の集中する都心と住宅のある中心都市周辺部とを結ぶ大きな人の流れが朝夕あらわれている**。この流れは年々その長さとおさを増しつつある。

（中略）このため、I-4-31表にみられるとおり三大都市交通圏内の主要国鉄・私鉄・地下鉄路線の**最混雑1時間当りの乗車効率は250%内外**となり、総武線312%、中央線284%のように**殺人的ラッシュ現象を呈する路線も出て来た**。

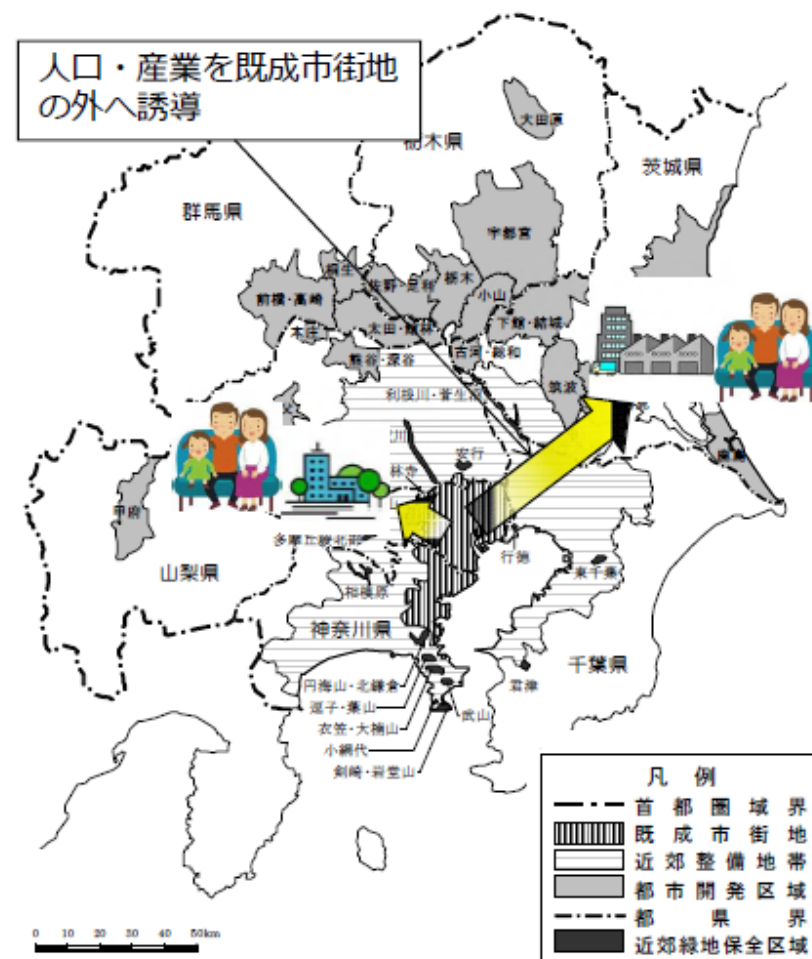
I-4-31表 混雑区間の輸送力、乗車人員、乗車効率

交通圏	線名	区間	最混雑1時間			終日			A/B
			輸送力	乗車人員	乗車効率	輸送力	乗車人員	乗車効率	
首都交通圏	中央線（快速）	四谷→新宿	42,000人	119,310人	284%	259,700人	328,880人	127%	36%
	総武線	平井→亀戸	26,880人	83,930人	312%	266,840人	264,440人	99%	32%
	営団銀座線	赤坂見附→虎ノ門	19,032人	36,091人	190%	220,698人	137,917人	62%	26%
	東急東横線	代官山→渋谷	15,820人	33,935人	215%	195,040人	176,432人	90%	19%
	西武池袋線	椎名町→池袋	21,150人	49,601人	236%	209,304人	155,923人	74%	32%
京阪神交通圏	東海道線（鈍行）	東淀川→大阪	7,370人	20,120人	273%	83,050人	71,648人	86%	28%
	近鉄奈良線	永和→布施	12,840人	30,970人	241%	141,020人	112,690人	80%	28%
中京交通圏	名鉄本線	栄→生駒	13,189人	25,950人	197%	186,000人	116,066人	62%	22%

注（1）輸送力は運輸省調べ。

（2）乗車人員は、昭和37年秋の交通量調査による。

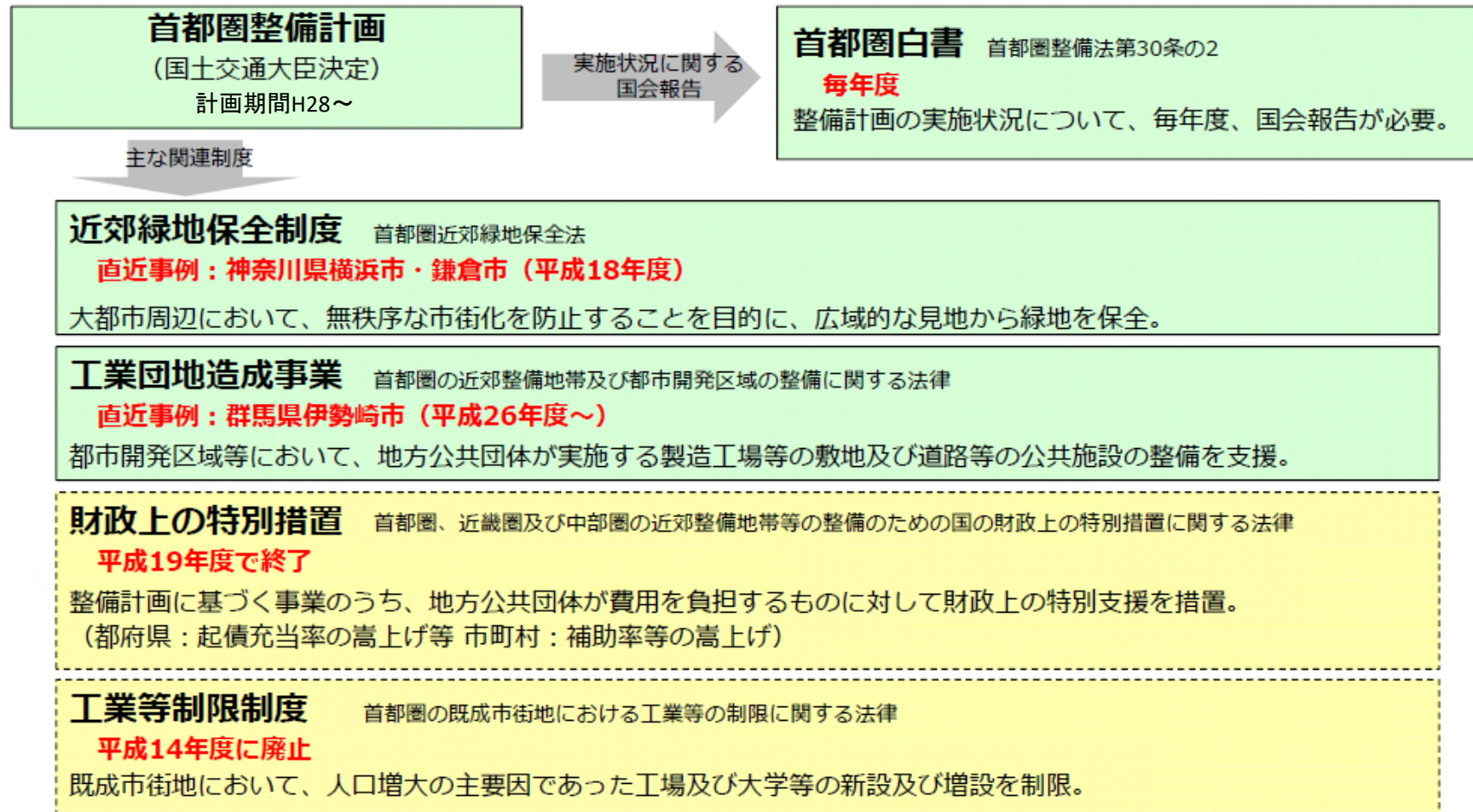
首都圏における区域の指定状況（S32～）



現行の大都市圏整備制度の概要

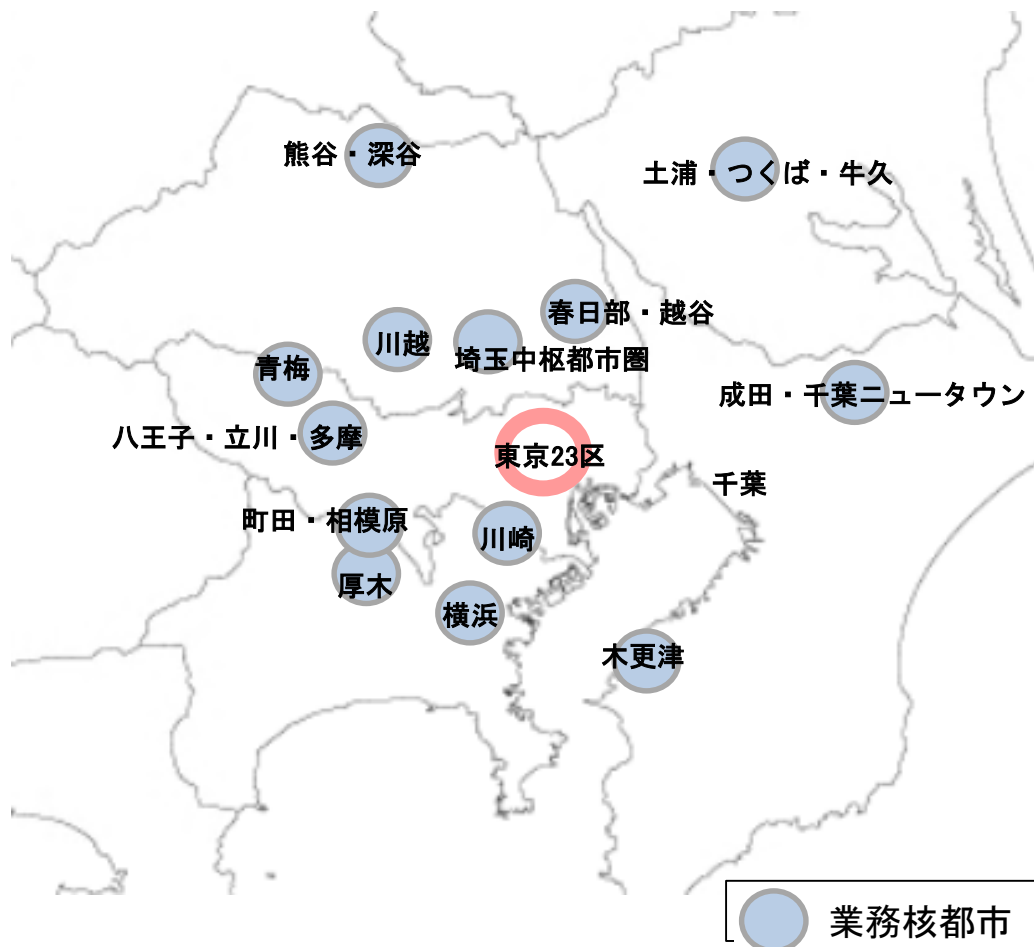
○大都市圏整備制度については、近年、既成市街地への人口流入圧力の弱まり等を背景に、工業等制限制度の廃止、財政上の特別措置の終了など施策手段を縮小してきている。

大都市圏整備制度の概要（首都圏の例）



業務核都市について

- 業務核都市とは、東京都区部における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中を是正し、これらの機能の東京圏における適正な配置を図るため、東京圏における東京都区部以外の地域においてその周辺の相当程度広範囲の地域の中核となるべき都市の区域。
- 多極分散型国土形成促進法(昭和63年6月法律第83号)に基づき、平成3年3月以降、14都市を指定し、中核施設の整備等を支援してきたが、税制や資金確保による支援措置は平成20年度までで終了(地方債の特例措置は引き続き継続)。



業務核都市	承認・同意年月日	主な中核施設
千葉	平成3年3月19日	幕張メッセ 幕張テクノガーデン
木更津	平成4年3月30日	かずさDNA研究所
埼玉中枢都市圏	平成4年4月15日	さいたまスーパーアリーナ
土浦・つくば・牛久	平成5年2月1日	つくばカピオ
横浜	平成5年2月1日	パシフィコ横浜 横浜ランドマークタワー クイーンズスクエア横浜 日産スタジアム
八王子・立川・多摩	平成7年8月1日	八王子学園都市センター ファール立川センタースクエア
川崎	平成9年3月31日	ソリッドスクエア ミュージア川崎 かながわサイエンスパーク
厚木	平成9年3月31日	厚木サテライト・ビジネス・パーク
熊谷・深谷	平成15年11月19日	テクノグリーンセンター
成田・千葉ニュータウン	平成16年3月23日	成田空港旅客ターミナルビル
町田・相模原	平成16年3月30日	さがみはら産業創造センター
春日部・越谷	平成18年3月16日	東部地域振興ふれあい拠点施設
川越	平成20年3月19日	鏡山酒造跡地活用施設 埼玉県農業大学校
青梅	平成21年4月15日	吉川英治記念館

大都市戦略（H27.8国交省大都市戦略検討委員会）

第1章大都市をめぐる状況、課題

（1）大都市の発展の経緯

（大都市圏整備法に基づく大都市圏政策）

首都圏及び近畿圏においては、経済成長に伴う人口・産業の集中と、それに伴う交通渋滞、住宅問題、環境問題等の過密問題を背景に、昭和30年代以降、都心の過密対策として「これ以上必要ない機能」を大都市圏近郊や周辺の都市へ分散させることが求められるようになり、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい圏域の建設とその秩序ある発展を図るため首都圏整備法、近畿圏整備法が制定された。そして、これらの法律に基づき、人口・産業の過度の集中を抑制する既成市街地等、計画的な市街地整備と緑地の保全を図る近郊整備地帯等、工業都市、住宅都市等として発展させる都市開発区域等から構成される政策区域が設定された。（中略）

また、昭和60年代に入ると、首都圏では、郊外部における市街地の拡大やそれに伴う職住遠隔化等が深刻化したことを受け、東京都区部への一極依存構造を是正し、複数の自立都市圏からなるバランスのとれた圏域構造への改善が課題となり、多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）によって業務核都市制度が導入された。業務核都市においては、事業所、営業所等の民間の業務施設を集積させるため、その中核となる施設（中核的施設：研究施設、展示施設・見本市場施設、スポーツ・レクリエーション施設等）の整備を促進することとされ、税制特例、地方債特例等による支援が講じられた。

このような大都市圏政策により、法律上、他の圏域とは異なる国家戦略上の特別な位置付けを与えられた三大都市圏においては、三大都市圏整備計画により、高速道路、鉄道、港湾、空港等の都市基盤が着実に整備されてきた。

（大都市圏政策の転機）

わが国はすでに人口減少局面に入っており、既成市街地等への人口流入圧力が弱まる中、わが国の大都市が直面する課題は、グローバル化の中、急速に発展するアジア新興諸国等を見据えた国際競争力の強化、切迫する巨大災害を踏まえた防災性の向上、高齢者の急増への対応、地球温暖化等の環境問題への対応など社会・経済の成熟化を背景としたものへと大きく変化している。そのような中、人口・産業の過度の集中抑制など急速な都市化と旺盛な開発意欲を前提に、圏域内・国内の地域バランス構造に主眼を置く大都市圏政策は、工業等制限法の廃止などかつての施策手段を縮小・廃止してきた経緯からも明らかなように、質的变化を求められており、バブル崩壊後の経済の低迷で都心の機能更新が停滞する中、国際的視点を欠いた従来の施策では、土地の流動化を促し、都市機能の陳腐化を脱却していくには必ずしも十分に対応しきれないなど、転機を迎えた。

（新たな政策手段としての都市再生）

このような中、グローバル化を強く意識した国際的視点も踏まえ、業務機能に加え、国際交流・物流機能、医療・福祉や子育て支援機能、広域防災における拠点機能など大都市に必要な都市機能の積極的な集積を図る必要性が強く認識され、新たな枠組みとしての都市再生が、新たな政策手段となっている。

地方行政連絡会議

1 連絡会議の目的

地域開発等の広域的な行政課題に対応するとともに、国の地方行政機関等を含め広く総合的な視野の下に検討を行うため、地方行政連絡会議法(昭和40年法律第38号)に基づき設けられた会議。

(参考)第8次地方制度調査会答申(S37)

「地方における広域的な行政事務を計画的かつ総合的に実施するため、いわゆるブロックごとに、その地域内の都道府県の知事及び国の行政機関等の長をもって構成する連絡協議のための組織を設ける等国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整を図るための措置を講ずることが必要」

2 連絡会議の概要

○ 構成員

- ・ 都道府県知事、指定都市市長
- ・ 国の地方行政機関の長(沖縄総合事務局、管区警察局、管区行政評価局、財務局、地方農政局、森林管理局、経済産業局、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局等)
- ・ 関係のある公共的団体の機関の長等

○ 区域:全国9ブロック(北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州)

○ 意見の申出等

連絡会議は、関係大臣、公共的団体の長に対して意見を申し出ることができる。

関係大臣は、連絡会議を通じて所管行政に関する意見を聴くことができる。

協議がととのった事項については、会議の構成員は、協議の結果を尊重するよう努める。

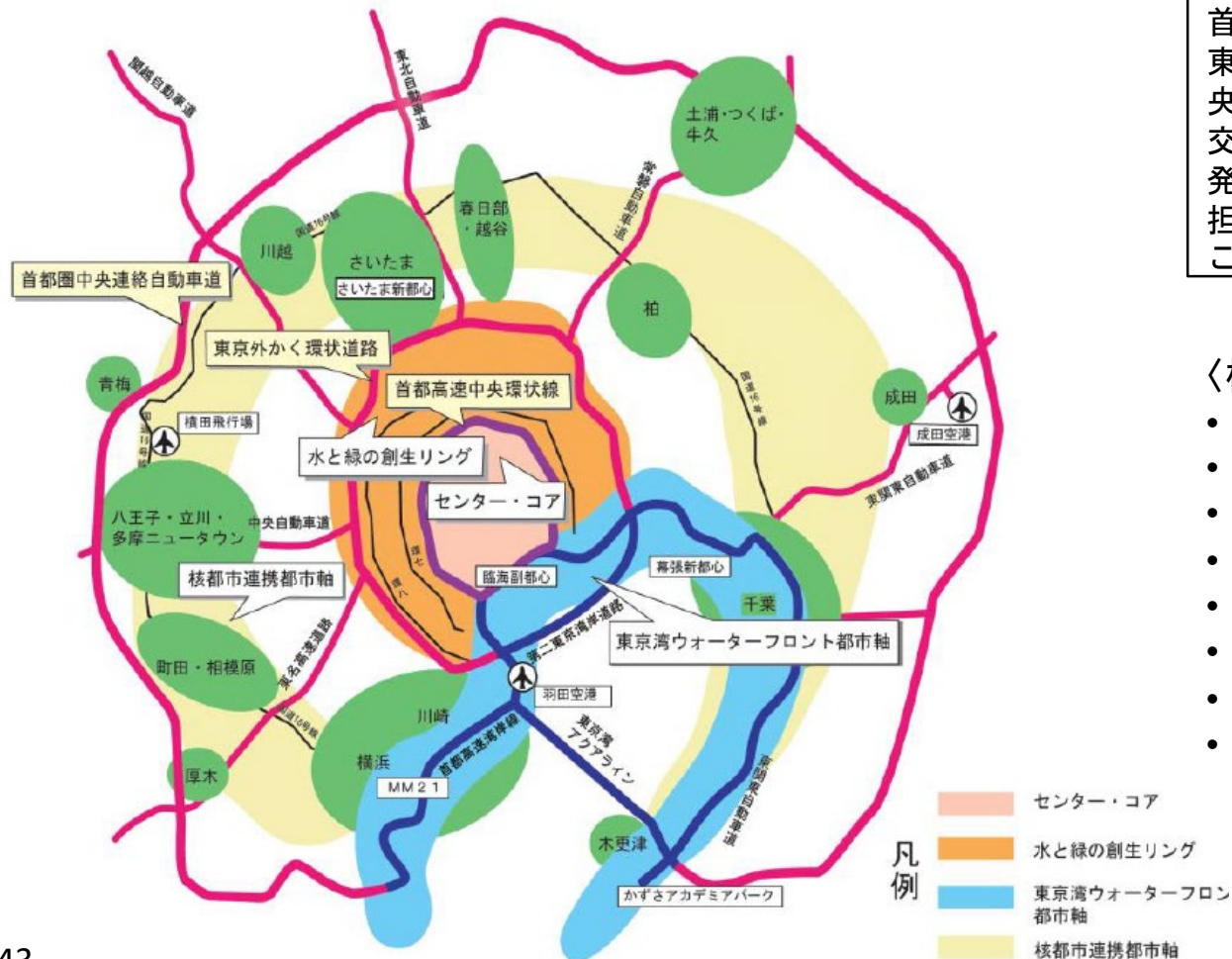
3 開催状況:平成13年度以降、開催実績なし

- ・ 各地方公共団体がそれぞれの地域の特性を生かした施策を展開し、団体の関心が多様化している状況の中で、共通したテーマを持つことが困難になった
- ・ 個別案件ごとに関係地方公共団体相互間あるいは関係する国の地方行政機関との間の連絡調整会議が行われるようになった
- ・ 日程調整が困難 ※構成員が多いブロックでは50～60名に達した

東京都「首都圏メガロポリス構想」について

- 都は、2001年、東京圏(1都3県)に係る広域ビジョン「首都圏メガロポリス構想」を東京都単独で策定。
- 多様な行政課題について、広域連携戦略の展開による圏域づくりを提言。
- 三環状道路や羽田空港の機能強化等のインフラ整備は概成。現在、2040年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けて策定された「都市づくりのグランドデザイン(H29)」では、環状メガロポリス構造を最大限活用し、人・モノ・情報の交流を更に促進していくことが重要だとして、「交流・連携・挑戦の都市構造」が示されている。

＜首都圏メガロポリス構想における都市構造の考え方(環状メガロポリス構造)＞



環状メガロポリス構造とは

首都機能を担う一体的な大都市圏エリア（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市の概ね首都圏中央連絡道路に囲まれた区域）を主な対象に、環状方向の広域交通基盤等の東京圏の交通ネットワークを強化し、圏域の活発な交流を実現するとともに、多様な機能を地域や拠点が分担し、広域連携により東京圏全域の一体的な機能発揮を図ることを目的としている。

＜構想に掲げられた広域連携戦略の例＞

- ・ 迅速なアクセスを実現する交通連携(首都圏3環状道路)
- ・ 都県連携による空港機能の強化
- ・ 東京湾の一体的整備
- ・ 広域物流システム(広域物流拠点の戦略的な整備誘導)
- ・ 広域防災連携
- ・ 東京湾の水質改善
- ・ 大気汚染対策の連携(ディーゼル車の運行規制)
- ・ リサイクル・廃棄物処理連携(共同の広域処分場の検討)

九都県市首脳会議

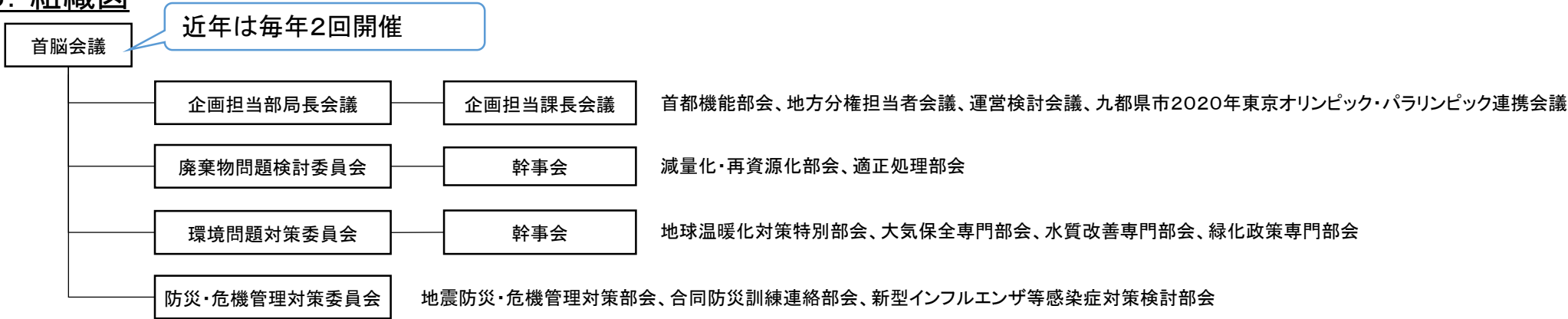
1. 構成員

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県知事、横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市の市長

2. 沿革

昭和54年7月26日六都県市首脳会議として設立
平成4年に千葉市長、平成15年にさいたま市長、平成22年に相模原市長が加入

3. 組織図



4. 九都県市首脳会議における合意事項の分析

○ 約3割は「国への要望等」、約4割は「検討」、約2割は「共同」実施

分類	件数	割合
1: 国への要望等	45	27%
2: 共同訓練・研修	6	4%
3: 共同調査・研究	3	2%
4: 共同啓発	30	18%
5: 検討	65	39%
6: その他	17	10%
合計	166	100%

※ 平成27年度～平成29年度（第67回（平成27年5月18日）～第72回（平成29年11月13日））に合意等された事項166件を、上述の1～6に分類

首脳会議において集中して検討を行うことを決定した項目

✓ ホームレスとなるおそれのある人の自立支援に向けた取組

ホームレスとなるおそれのある人の自立支援に向けた取組は、新たにホームレスとなることを防止し、地域社会におけるホームレス問題の解決を目指す上で広域的に対応を図るべき課題となっています。また、全国の約半数のホームレスが起居する首都圏において推進することが、我が国全体の生活困窮者支援の観点からも必要であることなどから、実態把握のための調査の実施を国に対して要望することを含め、検討しています。(平成31年4月～)

✓ AI等新技術を活用した行政のスマート化の推進

厳しい財政状況や少ない職員数での行政運営が求められる中、自治体が本来担うべき機能が発揮できるよう、スマート自治体への転換を図り、職員の事務作業の負担を軽減していくことが必要となっています。そこで、AI等の新技術を活用した行政のスマート化の推進について、検討しています。(平成31年4月～)

✓ エスカレーターでの事故防止に向けた取組

エスカレーターにおいて転倒などによる事故が発生している現状や東京2020オリンピック・パラリンピックで多くの外国人旅行客がエスカレーターを利用することを鑑み、エスカレーターでの事故防止につながる安全な利用方法の周知・啓発等について、検討しています。(令和元年11月～)

✓ 高齢者向け住まい・施設からの円滑な救急搬送等に向けた取組

高齢者の救急搬送が増加している中、高齢者向け住まい・施設からの救急搬送や搬送先の医療機関においては、本人・家族の意思の把握に苦慮する事例が多くみられるが、全国的な調査による実態の把握や課題の抽出が進んでいないため、高齢者向け住まい・施設からの円滑な救急搬送等に向けた取組について、国への要望も含め、検討しています。(令和元年11月～)

関西広域連合

1. 構成員

※平成22年12月1日設立

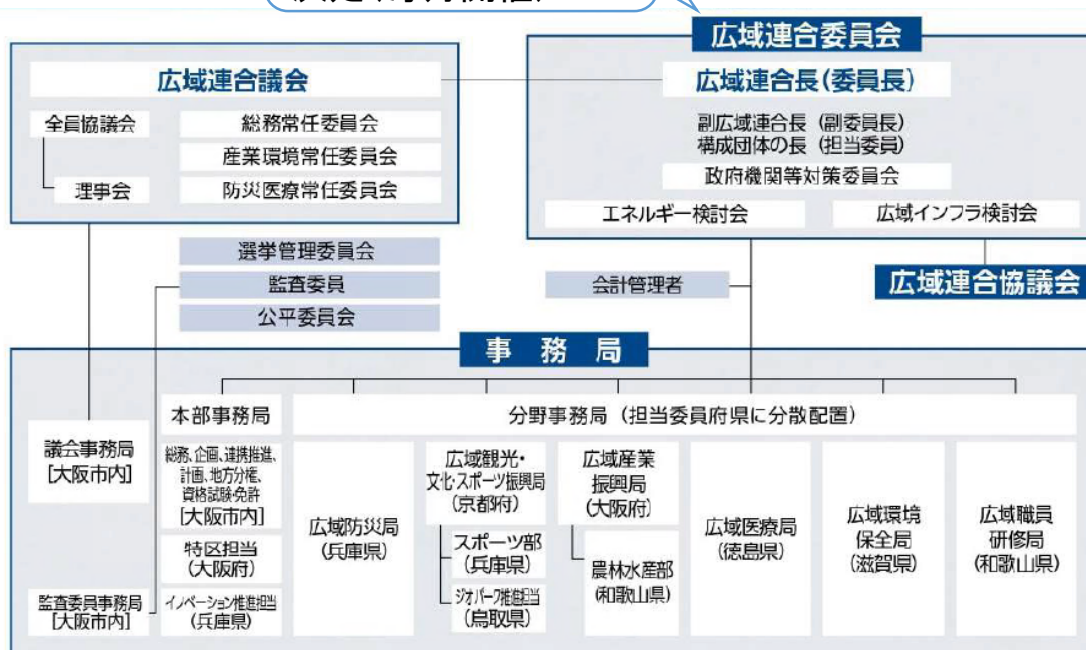
滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・徳島県・京都市・大阪市・堺市・神戸市

2. 組織

- ✓ 各府県ごとに分野事務を分担する「業務首都制」を採用。各知事が「担当委員」として執行責任を負う。
- ✓ 本部の専任職員は35名。総務課・企画課・連携推進課・資格試験免許課・計画課・地方分権課が置かれている。
- ✓ 分野事務局の職員は府県市職員との兼務を基本。職員は、通常、自らの団体の事務に従事しながら、関西広域連合の事務に従事する際には、広域連合職員として、関西全体の広域的な事務に従事。
- ✓ 関西広域連合の検討会では、内部ガバナンス（広域連合委員会の充実、人員体制の充実等）や地域ガバナンス（国の出先機関の広域連合委員会等への参画、国の出先機関等との意見交換の場の活用等）等の課題が指摘。

重要事項に関する基本方針について意思決定（毎月開催）

（分野別事務局の例）



（出典）関西広域連合HPをもとに事務局作成

関西広域連合の実施事務

- 広域連合の基本的な取組方針を定める広域計画を三年ごとに策定。
- 関西全体として取り組むべき広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画および調整に関する事務を実施。

設立当時、「各府県の地域防災計画は国の災害対策との調整は行われているが、近隣府県との調整は行われていない」との問題意識があった

(参照) 関西広域連合広域行政のあり方検討会

実施事務 7分野の事業に取り組んでいます。

広域防災

関西全体の連携で防災力を高め住民の安全と安心をもたらします!

- 「関西防災・減災プラン」及び「関西広域応援・支援実施要綱」の充実・発展
- 大規模広域災害を想定した広域対応の推進
- 災害時の物資供給の円滑化の推進
- 関西広域応援訓練の実施
- 防災分野の人材育成



災害時の実効性のある物資供給を実現するため、「関西災害時物資供給協議会」設立(H29.1)

広域観光・文化・スポーツ振興

戦略的な観光・文化・スポーツ振興で、さらに魅力ある関西を創出します!

- 「関西観光・文化振興計画」の戦略的推進
- 「東京オリンピック・パラリンピック」や「ワールドマスターズゲームズ2021関西」などに向けた観光の取組の推進
- 多様な広域観光の展開による関西への誘客
- 戦略的なプロモーションの展開
- 官民が一体となった広域連携DMOの取組の推進
- 関西文化の振興と国内外への魅力発信
- 連携交流による関西文化の一層の向上
- 「ワールドマスターズゲームズ2021関西」の開発支援
- 「生涯スポーツ先進地域関西」の実現
- 「スポーツの聖地関西」の実現
- 「スポーツツーリズム先進地域関西」の実現



広域産業振興

戦略的に産業政策を進め、イノベーションが生まれる関西を目指します!

- 「関西広域産業ビジョン」の着実な推進
- 関西のポテンシャル発信・強化
- 関西の優位性を活かしたイノベーション創出環境・機能の強化
- 高付加価値化による中堅・中小企業等の成長支援
- 個性豊かな地域の魅力を活かした地域経済の活性化
- 関西を支える人材の確保・育成
- 「関西広域農林水産業ビジョン」の着実な推進
- 地産地消費の推進による域内消費拡大
- 食文化の海外発信による需要拡大
- 国内への農林水産物の販路拡大
- 都市との交流による農山村の活性化と多面的機能の保全



広域医療

関西全体を「4次医療圏」と位置づけ、「安全・安心の医療圏“関西”」の実現を目指します!

- 「関西広域救急医療連携計画」の推進
- ドクターヘリの活用等による広域救急医療体制の充実
- 災害時における広域医療体制の強化
- 課題解決に向けた広域医療体制の構築

府県域を超えたドクターヘリ(7機)の運航



広域環境保全

関西全体で広域の環境保全に取り組み、「環境先進地域“関西”」を目指します!

- 「関西広域環境保全計画」の推進
- 再生可能エネルギーの拡大と低炭素社会づくりの推進
- 自然共生型社会づくりの推進
- 循環型社会づくりの推進
- 環境人材育成の推進



資格試験・免許等

資格試験・免許等の一元化により、事務の効率化を目指します!

- 准看護師・調理師・製菓衛生師試験の実施、免許交付等
- 毒物劇物取扱者・登録販売者試験の実施



H25.4から、各府県の資格試験・免許等事務を実施

広域職員研修

広域的な視点を持つ職員を育成し、業務執行能力の向上を図ります!

- 政策形成能力研修の実施
- 構成団体主催研修への相互参加(団体連携型研修)
- インターネットを活用した研修の実施等、研修効率化の取組



その他広域にわたる政策の企画調整等

関西全体として取り組むべき広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整に関する事務を積極的に行います!

■ 広域インフラの整備促進

関西全体の発展に欠かせない広域インフラについて、「関西大都市圏の実現」、「地域を総合的に活用できる最良のインフラ」、「大規模地震など自然災害等への備え」を柱とする「広域交通インフラの基本的な考え方」に基づき、高速道路等のミッシングリンクの解消や、リニア中央新幹線、北陸新幹線の日も早い大坂までの全線開業等を実現するため、国等へ働きかけるとともに、関西主要港湾の広域的な連携に関する取組などの検討を行います。

■ エネルギー政策の推進

関西における望ましいエネルギー社会の実現を目指し、関西圏における水素の利用拡大に向けた広域的な取組の検討を行います。また、低廉で安全かつ安定した電力供給体制の構築、天然ガスパイプライン整備等のエネルギー政策の推進などについて、国に対し適時・適切な提案等を行います。

■ 特区事業の展開

国から指定を受けた国家戦略特区及び関西イノベーション国際戦略総合特区について、特区施策の拡充など国への働きかけの強化を図るとともに、既認定事業の推進や新たな規制改革への取組を進めます。

■ イノベーションの推進

関西の優れた大学や最先端科学技術基盤、産業界が有する健康・エネルギー、ICT、安全・安心、ものづくり等に関するポテンシャルを活かし、健康・医療など中長期的・広域的課題を解決するため、産学官の連携体制を構築し、イノベーションの創出を図ります。

■ 琵琶湖・淀川流域対策

平成25年の台風18号における水害を契機として、琵琶湖・淀川流域の諸課題の解決に向け、政策決定に資する客観的根拠を準備するための基礎的調査を行うとともに、広域連合として優先的に取り組む課題を絞り込み、管内の他流域でも参考となる具体的な解決策の検討を進めます。

(関西広域連合HPより抜粋)

三大都市圏における都道府県を越える行政課題への対応についての論点（案）

- ✓ 我が国では、東京圏をはじめとする大都市圏に人口・産業が著しく集積。大都市圏は急激な高齢化に伴う介護・医療サービスの供給体制の確保や大規模災害への対応をはじめ、著しい集積に起因して生じる行政課題への対応が求められる。特に集積が著しい東京圏は、東京一極集中を是正しながら、急激な高齢化への対応や大規模災害への備えをしつつ、我が国の経済成長のエンジンとして、国際競争力を向上させていくことが求められている。
- ✓ 住民の生活圏や経済圏、大規模災害の被害想定区域等は都道府県の区域を越えて広がっており、都道府県境を越えた協力関係の構築、調整の仕組みが求められる。特に、東京圏では、集積の規模や都道府県境を越える人の流れが著しいことから、その必要性は極めて高いのではないか。
- ✓ 昨今の地方制度調査会では三大都市圏について、大都市圏における広域的な調整や対応が必要だとして、そのために必要な枠組み、対象となる行政課題、九都県市首脳会議や関西広域連合といった既存の枠組みとの関係、国の行政機関との関係等の論点が指摘されている。
- ✓ 関西圏では関西広域連合が設立され、関西全体として取り組むべき広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画および調整を所掌する組織が設置され、広域計画に基づき広域行政が進められている。東京圏では、九都県市首脳会議の枠組みが設けられている。この他、個別の行政課題ごとに、関係都道府県・市町村・国の行政機関が参画する検討の場等が設けられている。
- ✓ 関西圏のように東京圏全体の広域行政を所掌する組織が設けられていない東京圏において、国際的な競争力を高めながら、急速な高齢化や大規模災害への対応などの都道府県境を越えた広域的な課題に対し、さらに、日常的かつ継続的に協力・調整を深め、東京圏全体の視点に立った戦略的な取組を進めていくためには、どのような仕組み・取組が考えられるか。